第3次 坂東市地域福祉活動計画

令和3年度~令和7年度



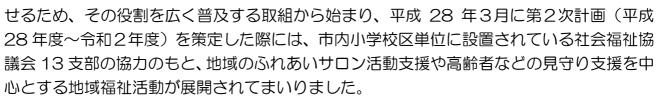
令和3年3月 社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会



はじめに

坂東市社会福祉協議会では、「みんなで創ろう 安心して 心豊かに暮らせるまち」の基本理念に基づき、これまで地域 福祉活動計画を継続的に策定してまいりました。

平成23年3月に第1次坂東市地域福祉活動計画(平成23年度~平成27年度)を策定した際には、社会福祉協議会の認知度を向上さ



これまでの 10 年を振り返ってみますと、我が国では医療技術の進歩や食生活の改善、運動の奨励、介護予防への取り組みにより、健康長寿への意識が高まってきております。一方で、少子高齢化や人口減少は深刻化を極め、ライフスタイルや価値観の多様化による地域住民同士の絆の希薄化、仲間力の弱体化が懸念されており、社会保障や福祉の在り方そのものにも更なる変化が求められる時代となりました。

第3次地域福祉活動計画は、常に変化する社会環境を見据え、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の発展を推進し、多くの関係機関・団体等が連携を深め、地域課題の共有と解決を目指すものです。全ての世代が率先して参加できる息の長い活動が地域に根付くことを、さらには、SDGs(国連サミットで採択された持続可能な開発目標)を取り入れた「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、本計画が大いに活用されますことを願っております。

結びに、計画の策定にあたり、多大なるお力添えを賜りました坂東市地域福祉計画策定委員の皆様はじめ、アンケート調査等にご協力いただきました市民、関係機関や団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会 会 長 木 村 敏 文

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
(1)地域福祉とは	3
(2)法的な位置づけ	4
(3) 関連計画との関係	5
3. 計画の期間	6
4. 計画の策定体制	
第2章 地域福祉をめぐる現状と課題	7
1. 地域の状況	
(1)人口、人口構成、世帯の状況	
(2) 高齢者を取り巻く状況	
(3) 障がい者を取り巻く状況	
(4) 子どもを取り巻く状況	
(5)支援が必要な人の状況	
(6) 地域の状況	
(7)支部長連絡会及び社会福祉協議会支部の活動状況(令和元年度)	
(8)介護予防活動の状況	
2. 第2次坂東市地域福祉活動計画の推進状況	
3. アンケート調査結果にみえる市民意識	
(1)調査の概要	
(2)主な調査結果	
第3章 計画の基本的な考え方	49
1. 基本理念	
2. 基本目標	
3. 計画の体系	
第4音 短补旋等の推准	52
第4章 福祉施策の推進基本目標 I ひとづくり	
至本日保	
目標2 福祉教育・講座の充実・促進目標3 ボランティア活動・災害時支援の連携体制の強化	
目標3 ハフノティア治動・災害時支援の連携体制の強10 基本目標Ⅱ 地域づくり	
目標1 交流機会の確保・拡大	
目標2 関係機関・団体への支援	63

l	目標3	健康つくり・生きかいつくり活動の促進	66
1	目標4	地域福祉ネットワーク事業の推進	68
基	本目標Ⅰ	Ⅱ しくみの充実	69
1	目標1	相談体制や援護活動等の充実	69
1	目標2	要援護者への支援や見守り活動等の推進	72
1	目標3	連携体制の強化	74
基	本目標『	V 基盤の強化	75
1	目標1	組織体制の充実	75
1	目標2	経営基盤の安定化	77
١	目標3	職員の資質向上	79
第5章	章 計画	の推進	81
1.	. 計画の	の推進体制	82
2.	. 計画の	の進行管理・評価	83
3.	. 計画の	の主要指標	84
資 米	斗 編		87
1.		欠坂東市地域福祉活動計画策定の経過	
2.		欠坂東市地域福祉活動計画策定委員会設置要項	
3.		欠坂東市地域福祉活動計画策定委員名簿	91

※「障がい」の表記について

本計画書では、障がいの「がい」の字の表記について、法律名や条文、固有名詞で漢字が使われている場合や、「障害福祉」といった事物を指す場合は漢字の「害」の表記とし、それ以外は基本的にひらがなで表記することとします。

※「社会福祉協議会」の表記について

本計画書では、「社会福祉協議会」を慣例や読みやすさの点などから「社協」と表記としている場合があります。

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の背景と趣旨
- 2. 計画の位置づけ
- 3. 計画の期間
- 4. 計画の策定体制

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国の出生数は団塊の世代の子どもたち(団塊ジュニア)が生まれた1970年代前半にピークを迎え、その後は現在に至るまで減少傾向が継続しています。平均寿命の伸びが出生数の減少を補ったため、総人口はしばらく増加を続けましたが、平成20年(2008年)年を境に減少に転じ、現在の我が国は、高齢化率28.4%*1の超高齢社会*2となっています。

高齢者数は団塊ジュニアの世代が65歳に達し、高齢者人口がおよそ4,000万人で最大となる2040年まで増加することが見込まれていますが、その間にも、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となり、認知症の発症割合や介護や医療の必要性が急激に高まる2025年問題に備えつつ、高齢の親が引きこもり状態の子どもの世話を続ける8050問題、介護と育児が同時期に重なるダブルケア問題といった複雑化・多様化する現在の生活課題を解決していかなければなりません。また、近年の激甚化する地震や風水害に代表される自然災害に対する防災・減災の取組など、従来の福祉の仕組みでは十分な対応が困難な問題も山積しています。私たちは、それらの問題解決に、現在も蔓延している新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を前提としながら取り組んでいく必要があります。

世界では、地球上の「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会を実現するための目標(SDGs: Sustainable Development Goals)を記載した「持続可能な開発のための2030アジェンダ(行動計画)」が平成27年(2015年)9月、国連サミットにおいて採択されました。また、国は、社会的課題を乗り越えるため、住民が様々な地域の課題を「我が事」として捉え、世代や分野を超えてつながることで支え合いの基盤を再構築し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる「地域共生社会*3」を実現させることを基本的な考えとして、必要な法整備等を進めています。

坂東市は、「みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち」を基本理念とした「坂東市地域福祉計画(第3次)」を令和2年3月に策定し、市民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めています。

坂東市社会福祉協議会では、市の計画が示すまちづくりの方向性に呼応し、私たちが直面するこれらの課題に取り組み、市民が地域で安心して暮らせる「地域共生社会」づくりを進めるため、第2次坂東市地域福祉活動計画の最終年度である令和2年度に、第3次坂東市地域福祉活動計画を策定することとしました。

_

^{※1 28.4%:} 令和元年(2019年) 9月時点。高齢化率とは、総人口に占める65歳以上の人の割合。

^{**2} 超高齢社会: 高齢化率が高くなっている社会。一般に高齢化率が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と言われる。

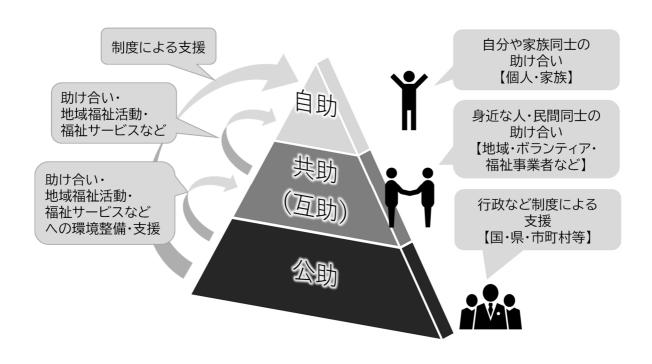
^{**3} 地域共生社会:制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

2. 計画の位置づけ

(1)地域福祉とは

ふだんの生活の中で、病気や子育て、介護などについて、不安を感じたり悩んだりする ことは誰にでもあります。そうした不安や悩みのもととなる問題は、内容や深刻さなどの 点で多岐に渡りその解決方法も様々です。

問題を解決するためにまず行う、自分自身や家族の協力は「自助」、行政や公的機関の福祉サービス等の支援は「公助」、行政や社会福祉協議会などの専門機関、地域住民や地域福祉活動団体、ボランティアなど、地域に関わるすべての人や団体が主役となって地域の中で行われる協働は「互助・共助*4」と呼ばれます。「地域福祉」とは、問題を抱えている人を支え、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるようにするための「互助」を中心とした取り組みのことです。



_

^{**4} 共助:一般に「共助」は、利用者からの保険料と国や県・市町村の公費によって財源が賄われる介護保険制度の仕組みを指すが、「互助」と同じ意味で用いられることもある。

(2)法的な位置づけ

地域福祉活動計画とは、社会福祉法第109条に位置づけられた市町村社会福祉協議会が中心となり策定する計画です。全国社会福祉協議会による「地域福祉活動計画策定指針」において地域福祉活動計画は、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」と定義されています。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

- 第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3)関連計画との関係

坂東市地域福祉活動計画は、茨城県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会への支援をはじめとする県社会福祉協議会の役割や進むべき方向や取り組むべき事業を示す「茨城県地域福祉活動推進プラン」との間に「連携・協働・支援」などの直接的な関係があり、また、社会福祉法第 107 条に基づき坂東市が策定する「坂東市地域福祉計画」とは「連携・協働」の関係があります。

(市町村地域福祉計画) ※抜粋

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

更に、社会福祉法第 108 条に基づき茨城県が策定する「地域福祉支援計画」とは、「坂東市地域福祉計画」、「茨城県地域福祉活動推進プラン」を介し間接的な関係があります。

連携・協働 坂東市 茨城県 茨城県社会福祉協議会 【地域福祉支援計画】 【地域福祉計画】 【地域福祉活動推進プラン】 市が地域の解決すべき課題と必要 地域福祉の向上と市町村地域 市町村社協への支援をはじめとする なサービスの現状を明らかにし、 福祉計画の推進を支援するた 県社協の役割や進むべき方向、取り サービスを提供する体制を計画的 めに県の推進すべき施策の方 組むべき事業などを示す。 に整備することを内容とする。 向性を示す。 協価 連携·協働·支援 坂東市社会福祉協議会 【地域福祉活動計画】

社会福祉法 第109条

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。この間、坂東市地域福祉計画及び茨城県社会福祉協議会地域福祉活動推進プランとの連携・協働を図りながら、計画の推進と評価を行い、社会的な変化等も踏まえ必要に応じ適宜見直しを行います。

年度	平成 29 年 2017	30年 2018	31 年 令和 元年 2019	2年 2020	3年 2021	4年 2022	5年 2023	6年 2024	7年 2025
坂東市 社会福祉協議会 地域福祉活動計画		第2	2次				第3次		
坂東市 地域福祉計画		第2次		(‡)	反東市自 殺	第 3 次 设対策推進	計画を含む	E)	
茨城県社会福祉協議会 地域福祉活動 推進プラン	第4	1次			第5次				
茨城県 地域福祉支援計画	第	3期			第4期				

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域住民や地域の多様な団体などの参画を得るため、「第3次坂東市地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、計画案の審議を行いました。

また、令和元年度に「地域福祉ネットワーク事業*5アンケート調査」を、また令和2年度に社会福祉協議会の各支部のご意見の書面聴取を行い、地域福祉に関する住民の意見や生活課題の把握に努め、計画策定に活かしました。

^{**5} 地域福祉ネットワーク事業(生活支援体制整備事業):高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、高齢者の社会参加を通じた介護予防の促進や、生活支援サービスの開発と助け合いの強化を行う事業。

第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

- 1. 地域の状況
- 2. 第2次坂東市地域福祉活動計画の推進状況
- 3. アンケート調査結果にみえる市民意識

1. 地域の状況

(1)人口、人口構成、世帯の状況

①人口・世帯数の推移

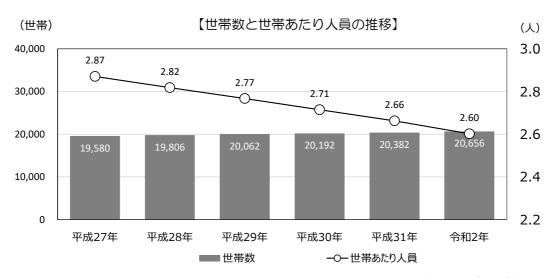
市の総人口はゆるやかに減少しており、令和2年4月1日時点で53,748人と、平成27年4月1日からの5年間で2,462人減少しました。

人口を年齢3区分別にみると、O~14歳の年少人口と15~64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は増加し、令和2年4月1日における高齢化率(高齢者人口の割合)は29.3%となっています。

一方、世帯数は年々増加し、令和2年4月1日時点で20,656世帯と、平成27年4月1日から1,076世帯増加しました。その結果、世帯あたり人員は令和2年4月1日時点で2.60人と、平成27年4月1日から0.27人減少しました。

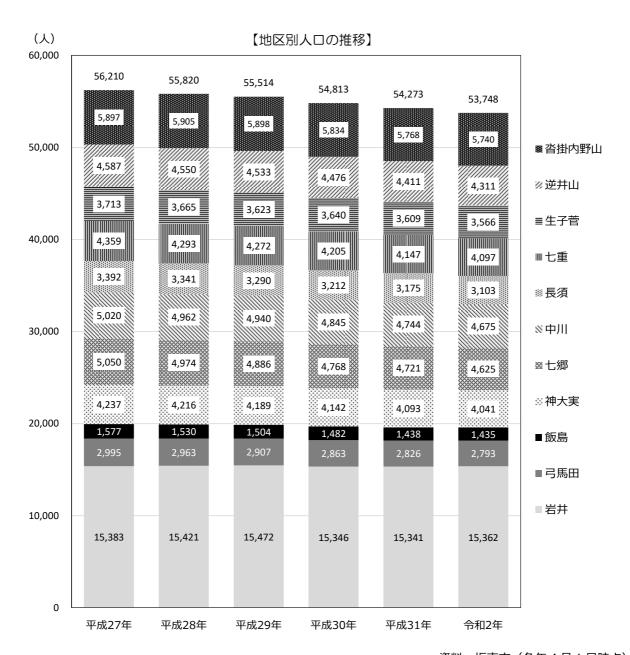


資料:坂東市(各年4月1日時点)



資料:坂東市(各年4月1日時点)

市内 11 地区別の人口をみると、岩井地区が令和 2 年 4 月 1 日時点で 15,362 人、総人口に占める割合は 28.6%と最も多くなっており、この割合は年々上昇しています。 平成 27 年から令和 2 年の推移をみると、岩井地区を含むすべての地区で人口は減少しており、なかでも七郷地区(425 人減)、中川地区(345 人減)、長須地区(289人減)、逆井山地区(276 人減)、七重地区(262 人減)、弓馬田地区(202 人減)の 各地区で 2 00 人を超える減少となっています。

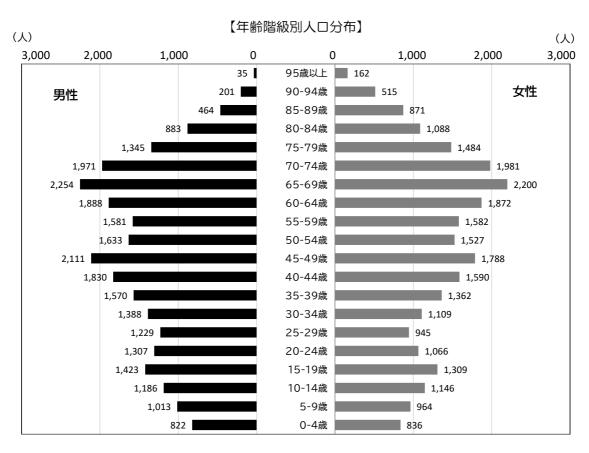


資料:坂東市(各年4月1日時点)

第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

②年齢階級別人口分布(人口ピラミッド)

令和元年 10月1日時点の年齢5歳階級別人口分布をみると、男女とも「団塊の世代(第1次ベビーブーム)」にあたる65~69歳の年代をピークにその前後の年代が最も多くなっています。更に、団塊の世代の子どもたちである「団塊ジュニア(第2次ベビーブーム)」にあたる45~49歳の年代、次いでその子どもたちにあたる15~19歳の年代でピークがみられていますが、全体としては年代が若くなるにつれて人口が減少する「少子化」の傾向がみられています。



資料: 茨城県常住人口調査(令和元年10月1日時点)

(2)高齢者を取り巻く状況

①高齢者世帯の状況

ひとり暮らし高齢者数は、平成29年以降550~560人台で推移しています。また、 在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給該当者(要介護3以上の65歳以上の高齢者を自 宅にて常時介護する者)の数は、平成28年以降減少していましたが、令和2年は204 人と前年から17人増加しました。

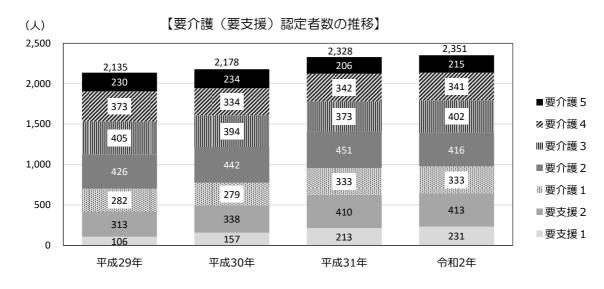
700 562 564 600 550 551 529 525 500 400 277 300 258 240 234 204 187 200 100 O 平成27年 平成29年 平成30年 平成31年 平成28年 令和2年 ■ひとり暮らし高齢者数 ■在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給該当者数

(人) 【ひとり暮らし高齢者数と在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給該当者数の推移】

資料:坂東市(各年4月1日時点)

②介護認定の状況

令和2年の介護認定者の総数は2,351人で、介護度別では要支援2が413人、要介護2が416人と多くなっています。認定者の総数は平成29年以降、徐々に増加しています。

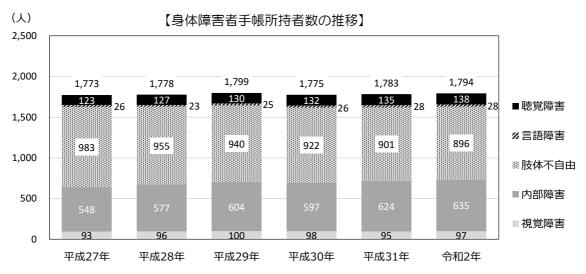


資料:坂東市(各年3月31日時点)

(3)障がい者を取り巻く状況

①身体障がい者の状況

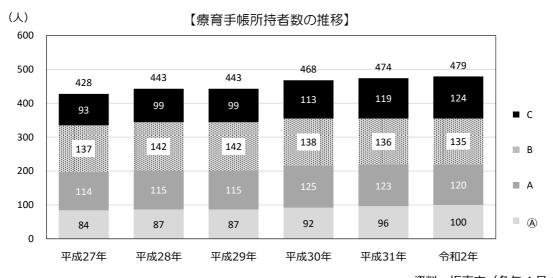
身体障害者手帳所持者数は平成27年以降1,700人台後半で推移しています。障がいの種別では、令和2年4月1日時点で肢体不自由が896人と最も多く、次いで内部障害が635人となっていますが、肢体不自由が年々減少している一方で、内部障害は増加傾向となっています。



資料:坂東市(各年4月1日時点)

②知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は平成 27 年以降増加傾向にあり、令和 2 年 4 月 1 日時点では 479 人となっています。区分別では B が 135 人で最も多くなっていますが、5 年間 の増加では、51 人の増加のうち C が 31 人を占め、B は 2 人減少しています。

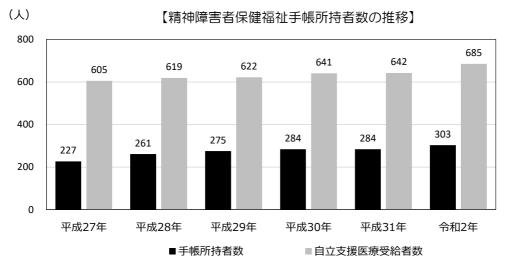


資料:坂東市(各年4月1日時点)

③精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成27年以降増加傾向にあり、令和2年4月1日時点では303人と、5年間で76人増加しました。

自立支援医療**6受給者数は令和2年4月1日時点で685人となっており、5年間で80人増加しました。



資料:坂東市(各年4月1日時点)

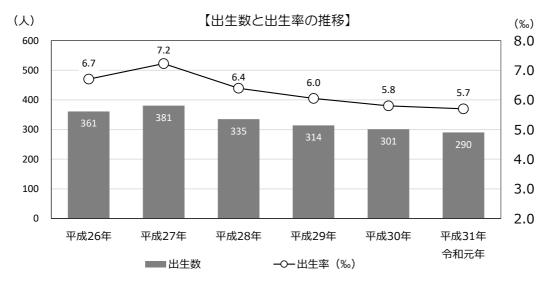
⁻

^{**6} 自立支援医療:心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を公費により軽減する医療制度。

(4)子どもを取り巻く状況

①出生数と出生率の推移

人口ピラミッドに現れた少子化に対応して、市の出生数と出生率(人口千人あたりの出生数で単位は「%*7」が使われます)は減少傾向にあり、令和元年の出生数は 290人、出生率は 5.7%となっています。



資料: 茨城県人口動態統計(各年1月1日~12月31日までの集計)

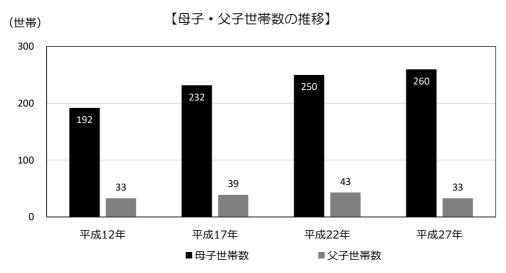
-

^{**7 %:} 分母を 1,000 としたときの割合を表す単位。パーミルと読む。 (参考) 分母を 100 としたときの割合は% (パーセント)。

(5)支援が必要な人の状況

①母子・父子世帯の状況

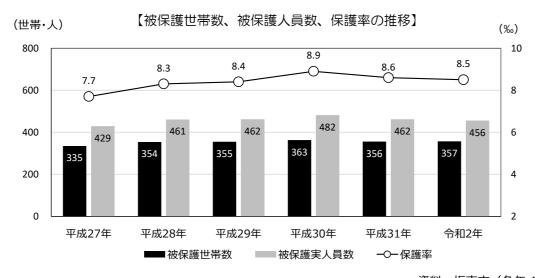
国勢調査における母子世帯数は調査のたびに増加し、平成27年には260世帯となっています。父子世帯数は30~40台で推移しています。



資料:国勢調査(各年10月1日時点)

②生活保護の状況

生活保護については、被保護世帯数、被保護人員数、保護率のいずれも、平成 27 年 以降上昇していましたが、平成 30 年にピークとなって以降はやや減少しています。

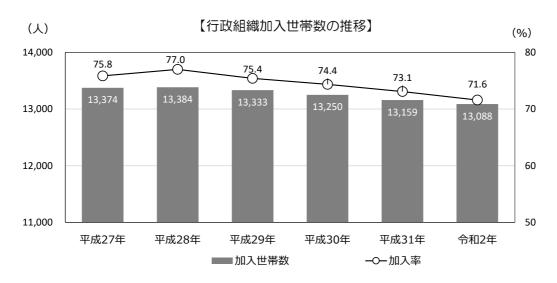


資料:坂東市(各年4月1日時点)

(6)地域の状況

①行政組織加入世帯数及び加入率の状況

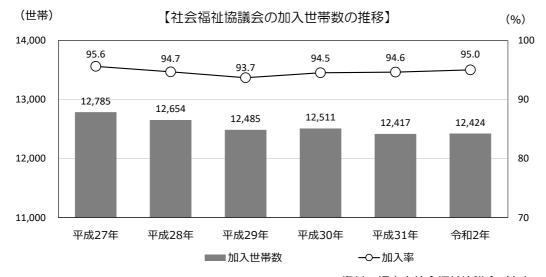
行政組織加入世帯数と加入率は平成 28 年以降減少しており、令和 2 年 4 月 1 日時点ではそれぞれ 13,088 世帯、71.6%となっています。



資料:坂東市(各年4月1日時点)

②社会福祉協議会会員の加入状況

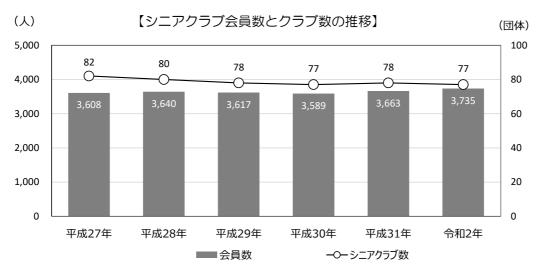
市社会福祉協議会の会員加入世帯数は平成 29 年まで減少していましたが、その後は安定した推移となっています。またこの間の加入率は、ゆるやかに上昇し、令和2年4月1日時点では95.0%となっています。



資料: 坂東市社会福祉協議会(各年4月1日時点)

③シニアクラブ会員数とクラブ数の状況

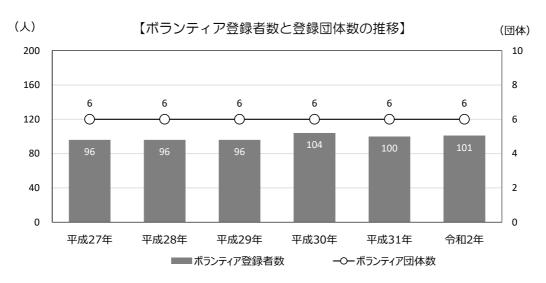
シニアクラブの会員数は平成30年以降増加しており、令和2年4月1日時点では3,735人となっています。一方、クラブ数は、平成29年以降77~78団体で安定して推移しています。



資料:坂東市社会福祉協議会(各年4月1日時点)

④ボランティア登録者数と登録団体数の状況

ボランティア登録者数は、平成 27 年から令和 2 年まで、概ね 100 人を挟んで推移しています。団体数はこの間 6 団体で増減はありません。



資料: 坂東市社会福祉協議会(各年4月1日時点)

(7)支部長連絡会及び社会福祉協議会支部の活動状況(令和元年度)

①支部長連絡会(第1層協議体※8)

事 業 名	内 容	備	考
第 1 回支部長連絡会	 ・平成30年度事業報告について ・平成30年度収入支出決算について 監査報告 ・令和元年度事業計画について ・令和元年度収入支出予算について ・役員の改選について ※第1層協議体「地域福祉ネットワーク事業」について 	出席者	17人
第2回支部長連絡会	・第9回元気いっぱい福祉まつりについて・第8回視察一泊研修について・令和元年度「きずな声かけ事業」実施要項について※第1層協議体「地域福祉ネットワーク事業」について	出席者	13人
第9回	【前日準備】全体準備の協力、各ブースの設置、販売品の準備など	協力者	13人
元気いっぱい福祉まつり	【出展参加】焼き芋販売、味噌田楽販売	協力者	22人
第8回視察一泊研修	視察先:鴨川市主基地区社会福祉協議会 (ふれあいサロン活動の参考事例として)	出席者	24 人

「地域福祉セミナー」※平成 30 年度開催

▼地域福祉ネットワーク事業の説明



「第9回元気いっぱい福祉まつり」 ▼焼き芋・味噌田楽の販売



「支部長連絡会」

▼第1層協議体について説明



「第8回視察一泊研修」

▼鴨川市主基地区社会福祉協議会の活動紹介



^{※8} 第 1 層協議体: 坂東市全域を対象として、住民参加による介護予防・生活支援など、地域資源の開発や関係者間のネットワーク化を図ります。また、第 2 層協議体(次頁)に対するトップダウン的な役割ではなく、その動きを横断的・俯瞰的目線で捉え、それぞれの動きを踏まえた活動を考える協議体です。

②各支部活動状況(第2層協議体※9)

【岩井第一支部】

事業分類	事 業 名	内 容	備考
独自事業	福祉交流会	①市民健康体操 ②スペシャルマジックショー	参加者 104 人
	シニアグラウンド・ゴルフ大会	グラウンド・ゴルフ ^{※10}	参加者 40 人
共通事業	きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 62 人
	ふれあいサロン 「岩井第一支部体操サロン教室」	毎月第1第3水曜日開催	全 22 回 延べ 868 人
	ふれあいサロン「いきいき大山の会」	毎月第2第4木曜開催	全 21 回 延べ 278 人
	ふれあいサロン「藤田プラチナ会」	毎月第2第4土曜開催	全14回 延べ157人

【独自事業·任意事業】福祉交流会 ▼市民健康体操



「独自事業」福祉交流会

▼スペシャルマジックショー



【ふれあいサロン】体操サロン教室

▼スクエアステップ *11



^{*}

^{※9} 第2層協議体: 坂東市社会福祉協議会では小学校区を対象とする 13 の支部を第2層協議体として、社会 資源の開発や地域課題の把握を行います。第1層協議体との連携・情報共有を図り、介護予防・生活支 援など、地域資源の発掘や開発、地域ニーズの把握に努めます。

^{※10} グラウンド・ゴルフ:専用のクラブ、ボール、スタートマットを使用して、ボールをクラブで打ち、ボールポストにホールイン(入って静止した状態)するまでの打数を数える競技。鳥取県東伯郡泊村生涯スポーツ推進事業の一環として昭和57年に考案された。高度な技術を必要とせず、しかも全力を出す場面と集中力や調整力を発揮する場面がうまく組み合わされており、ルールもごく簡単なことから、初心者でもすぐに取り組める。

^{※11} スクエアステップ:スポーツ医学や健康体力学、老年体力学を専門とする国立大学法人の教員が連携して開発した科学的エビデンス(根拠)に基づくエクササイズ。高齢者の要介護化予防(転倒予防・認知機能向上)をはじめ、成人の生活習慣病予防、子どもの身体機能の発達など、あらゆる年齢層の体力づくり・仲間づくりにまで適用が可能。

【岩井第二支部】

事業分類	事 業 名	内 容	備考
	辺田上世代交流ボウリング大会	地域交流ボウリング大会	参加者 68人
独自事業	※以下の事業については、新型コロス	ナウイルス感染拡大の影響により中止	
	第3回新町フェスティバル、辺田中	F三世代交流会、長谷一区交流ボウリンク	グ大会、桃山団地交流会
	きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 94 人
	ふれあいサロン 「にこにこクラブ」	毎月第2第4月曜日開催	全22回 延べ314人
共通事業	ふれあいサロン 「桃山団地健康体操」	毎月第1第3水曜日開催	全 20 回 延べ 380 人
	ふれあいサロン「新町シニアクラブ」	毎月第2水曜日開催	全10回 延べ154人
	ふれあいサロン「かきの実」	毎週月曜日開催	全 55 回 延べ 621 人

【独自事業】辺田上世代交流 ボウリング大会

▼三世代ボウリング大会



【ふれあいサロン】にこにこクラブ ▼いきいきヘルス体操^{※12} (床の体操)



【ふれあいサロン】かきの実 ▼地域の子どもたちとの交流会



【弓馬田支部】

事業分類	事 業 名	内 容	備 考
独自事業	三世代交流グラウンド・ゴルフ大会	①市民健康体操 ②世代間交流の大会 ③赤い羽根共同募金の募金活動・啓 発など	参加者 70人
	きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 18人
共通事業	ふれあいサロン 「サンサンクラブ」	毎月1回程度開催	全7回 延べ71人
	ふれあいサロン「山桜」	毎月1回程度開催	全6回 延べ111人

【独自事業】三世代交流グラウンド・ ゴルフ大会

▼市民健康体操(準備運動)



【独自事業】三世代交流グラウンド・ ゴルフ大会

▼ グラウンド・ゴルフ



【ふれあいサロン】サンサンクラブ

▼子ども達と一緒に正月飾りの作成



^{*12} いきいきヘルス体操: 茨城県が高齢者の生活能力を維持し、また地域の介護力を高めることを狙いとして普及を図っているシルバーリハビリ体操。いきいきヘルス体操は、脳卒中による片まひがある方のための体操で、関節の拘縮(こうしゅく: かたくなる)予防のために、寝ていても座っていてもできるように組み立てられ、筋肉を伸ばすことを主としている。

【飯島支部】

事業分類	事 業 名	内 容	備 考
独自事業	飯島地区防災訓練	飯島地区防災訓練 ①講話:「坂東市総合防災マップについて」 ②講話:「令和元年度台風 19 号による災害 に係る被災地支援の報告について」 ③講話:「避難する際の注意点」	参加者 ·庄右衛門新田 97 人 ·大馬新田 83 人
独自事業· 任意事業	飯島ふれあいサロン	飯島ふれあいサロン(延べ8回)	全8回 延べ147人
共通事業	きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 23人

【独自事業】飯島地区防災訓練

▼台風 19号による災害に係る被災 地支援の報告



【ふれあいサロン】飯島ふれあいサロン

▼ボランティアグループによる大型 紙芝居



【ふれあいサロン】飯島ふれあいサロン ▼太極拳の体験



【神大実支部】

事業分類	事 業 名	内 容	備考
	健康講座 (神大実分館共催)	テーマ:「こころの元気、気にしていますか?」	参加者 55 人
独自事業	愛の弁当宅配事業	独居高齢者へ配布	対象者 36 人
	新入学児童 入学祝い品贈呈事業	新入学児童へ辞書を配布	対象者 36 人
	きずな声かけ事業	独居高齢者へ配布	対象者 39 人
共通事業	ふれあいサロン「あじさい会」	毎月第2第4火曜日開催	全20回 延べ140人
	ふれあいサロン「仲良会」	毎月第2金曜日開催	全15回 延べ165人
	ふれあいサロン 「下神田山さくらクラブ」	毎月第1第3火曜日開催	全21回 延べ150人

【独自事業】健康講座

▼健康運動指導士による健康講座



【独自事業】愛の弁当宅配事業

▼独居高齢者へ粗品とお弁当を 配布



【ふれあいサロン】仲良会

▼スクエアステップ



【七郷支部】

事業分類	事 業 名	内 容	備考
独自事業	笑顔と健康の集い(分館合同)	①カラオケ大会(地区代表者)②ナツメロ合唱(全員)③「笑門来福〜笑いは心の栄養剤〜」(講話+落語)④カレーライスの提供	参加者 150 人
共通事業	きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動 要援護者への慰問・粗品提供	対象者 91人
	ふれあいサロン	ふれあいサロン9ヵ所	全166回 延べ1,749人
任意事業	認知症サポーター養成講座	認知症の理解と対応を学ぶ	参加者 22人

【独自事業】笑顔と健康の集い

▼地区の代表者によるカラオケ大会



【独自事業】笑顔と健康の集い

▼落語のほか、南京玉すだれも披露



【ふれあいサロン】矢作新田健康体操 ▼地元在住の外国人も参加した輪 投げ大会



【中川支部】

事業分類	事 業 名	内 容	備考
独自事業	中川絆フェスティバル (中川分館・支部事業)	歌謡ショー、カラオケ大会、共同募金募集、輪投げホールインワン、宝拾い	参加者 350 人
	三世代中川ふれあい交流会 10 ヵ所	市民健康体操、紙芝居、竹馬遊び、ビンゴ、輪投げ、的当てゲーム、脳トレ、認知症サポーター講座、紙鉄砲作り、豆移し競争、連凧作り、食事会など	参加者合計 443人
	きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 45人
共通事業	ふれあいサロン 「小山上区健康体操同好会」	毎月第2土曜日開催	全7回 延べ88人
	ふれあいサロン 「莚打プラチナクラブ」	毎月第2第4月曜日開催	全 16 回 延べ 198 人
	ふれあいサロン 「東信クラブ体操教室」	毎週火曜日開催	全35回 延べ519人

【独自事業】中川絆フェスティバル

▼赤い羽根共同募金



【独自事業】

三世代中川ふれあい交流会

▼認知症サポーター養成講座



【ふれあいサロン】東信クラブ体操教室

▼三世代で輪投げ



【長須支部】

事業分類	事 業 名	内 容	備考
独自事業	ママ友コミュニティ	①親子あそび②講話: おやつについて③自由交流(ママ友作り)	参加者 34 人 (大人 16 人·子 18 人)
	ママ友のつどい(毎月1回)	ママ友コミュニティで構築されたネット ワークの継続的支援	延べ 73 人 (大人 36 人·子 37 人)
	長須健康教室(1 部〜4 部)	①健康教室ファイルの配布 ②各種測定 ③防災講話(市交通防災課) ④市民健康体操、スクエアステップ ⑤話食会	参加者合計 80人
共通事業	きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 24人
六世尹未	ふれあいサロン「3 部なごみ会」	毎月第2土曜日開催	全10回 延べ75人

【独自事業】ママ友コミュニティ

▼保育士による絵本の読み聞かせ



【独自事業】健康教室

▼保健師による健康講話



【ふれあいサロン】3部なごみ会

▼市民健康体操



【七重支部】

事業分類	事 業 名	内 容	備考	
独自事業	お楽しみ会・地域交流事業	①市民健康体操 ②演芸大会及び交流会	参加者 352 人	
	きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 46 人	
	ふれあいサロン	半谷地区/上出島地区において	全9回 延べ251人	
	「七重支部ふれあいサロン」	不定期に月1回程度開催		
+ 法 車 安	ふれあいサロン「寺久健幸づくり会」	毎月第1第3第4水曜日開催	全37回 延べ468人	
共通事業	ふれあいサロン「冨田さくら会」	毎月第3火曜日開催	全 15 回 延べ 375 人	
	ふれあいサロン「駒跿ひまわり会」	毎月第1金曜日開催	全11回 延べ165人	
	ふれあいサロン「三朋会」	毎月第1第2金曜日開催	全5回 延べ53人	
	ふれあいサロン 「えがおサロンかりやど」	毎月第1第3火曜日開催	全 26 回 延べ 740 人	

【独自事業·任意事業】

お楽しみ会・地域交流事業

▼市民健康体操



【独自事業】福祉交流会

お楽しみ会・地域交流事業

▼イヒラニ (フラダンス)



【ふれあいサロン】冨田さくら会

▼芋煮会



【生子菅支部】

事業分類	事 業 名	内 容	備考	
	 三世代交流グラウンド・ゴルフ大会	①市民健康体操	参加者 127人	
独自事業		②世代間交流の大会	(大人 121 人·子 6 人)	
	あたたかい贈り物事業	独居高齢者慰問·粗品提供	対象者 43人	
	きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 46 人	
共通事業	ふれあいサロン	 毎月第2第4火曜日開催	今 20 回 延べ 107 l	
	「北生子シニアふれあいサロン」	安月泉 2 泉 4 火唯口開催 	全 20 回 延べ 197 人	
任意事業	認知症サポーター養成講座・スクエ	認知症へ理解と対応を学び認知症や	参加者 39 人	
	アステップ	運動機能向上の体操などを行う	参加有 39人	

【独自事業】

三世代交流グラウンド・ゴルフ大会 ▼グラウンド・ゴルフ



【任意事業】

認知症サポーター養成講座 ▼プロジェクターによる認知症の説明



【ふれあいサロン】

北生子シニアふれあいサロン

▼いきいきヘルス体操



【逆井山支部】

事業分類	事 業 名	内 容	備考	
独自事業	体力測定記録会	①市民健康体操 ②体力測定(9種目)	参加者 98 人	
	きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 28 人	
共通事業	ふれあいサロン「山上シニアクラブ」	毎月第2木曜日開催	全12回 延べ189人	
	ふれあいサロン「あやめ会」	毎月第4月曜日開催	全11回 延べ108人	

【独自事業】体力測定記録会

▼身長測定



【ふれあいサロン】山上シニアクラブ

▼スクエアステップ



【ふれあいサロン】あやめ会

▼交流会(カルタとり)



【沓掛支部】

事業分類	事 業 名	内 容	備考
独自事業	沓掛地区交流会	①市民健康体操 ②正月飾り作り・お楽しみ会など ・そば打ち(独居高齢者へ) 57人対象	参加者 134 人
	きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 56 人
共通事業	ふれあいサロン 「沓掛サロン」	毎月第2火曜日開催	全9回 延べ124人

【独自事業】地区交流会 ▼そば打ち



【独自事業】地区交流会 ▼カルタとり



【ふれあいサロン】沓掛サロン ▼おりがみ作成



【内野山支部】

事業分類	事 業 名	内 容	備考	
独自事業	芸能と健康の集い	①市民健康体操、 ②認知症サポーター養成講座 ③芸能発表 ④ビンゴ大会	参加者 60 人	
	うちのやま皆でサロン	サロン啓発事業	参加者 31人	
	新入学児童お祝い品贈呈事業	入学児童へのプレゼント	対象者 9人	
共通事業	きずな声かけ事業	独居高齢者などへ友愛訪問活動	対象者 27人 (22世帯)	
	ふれあいサロン「サロン塚越」	年5回程度	全5回 延べ53人	

【独自事業】芸能と健康の集い ▼芸能発表



【独自事業】うちのやま皆でサロン ▼いきいきヘルス体操



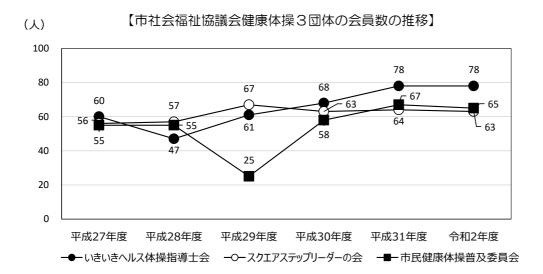
【ふれあいサロン】サロン塚越



(8)介護予防活動の状況

①健康づくりの状況

健康増進及び介護予防を目的として組織され、各種体操の啓発・普及活動を実施している健康体操3団体(いきいきヘルス体操指導士会、スクエアステップリーダーの会、市民健康体操普及委員会)の令和2年度の会員数は、それぞれ78人、63人、65人となっています。平成27年度からの推移をみると、平成29年度の市民健康体操普及委員会を除き、おおむね50~70人台で推移していますが、いきいきヘルス体操指導士会の会員数は、近年増加傾向にあります。

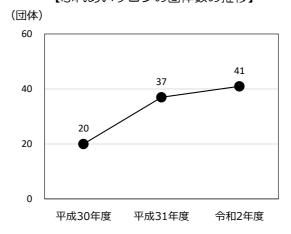


資料: 坂東市社会福祉協議会(各年4月1日時点)

②ふれあいサロンの状況

身近な行政区を単位としたふれあいサロンを推進しています。地域住民の孤立感の解消及び介護予防、健康の維持向上を目指し、地域住民が協力し、居場所づくり、仲間づくり、健康づくりをする活動の場であるふれあいサロンの団体数は、令和2年度に41団体となっており、平成30年度から倍増しています。

【ふれあいサロンの団体数の推移】



資料: 坂東市社会福祉協議会(各年4月1日時点)

2. 第2次坂東市地域福祉活動計画の推進状況

第2次坂東市地域福祉活動計画の各取組の推進状況について、各担当者係長により5段階の評価を行いました。

優良。	良好	一部の相違工夫が	大幅な事業の改善	事業の見直しが必
現状維持が適切	更に推進	必要	が必要	要
0	0	Δ	×	×

■基本目標1 ひとづくり ~思いやり・助け合いの意識を高める~

	主な取組	推進状況	評価
1	社協だよりの発行	令和元年度に、事業報告・決算、事業計画・予算、福祉サービスの紹介などを内容とする第51号~54号を発行。配布先は、市内全世帯、市内関係機関、県内社会福祉協議会など。	0
2	ホームページの管理 運営	毎月最新の情報提供を行うため定期に内容の更新を行い、特に重要な情報については都度更新する中で、広報紙などと連携した情報提供を展開した。	0
3	福祉ニーズの把握	社会福祉協議会のサービス紹介を充実させ、市民の方々に社会福祉協議会事業をより一層理解していただき、問合せや来館者が増えるような記事を掲載し、住民ニーズの把握を行った。	0
4	出前福祉体験講座	令和元年度に市内小学校と高等学校において、14 回(延参加者数 474 人)の「出前福祉体験講座」を実施した。	Δ
5	児童・生徒のボラン ティア活動普及事業 協力校	平成30年度から令和2年度までの3年間のボランティア活動普及事業協力校として5校(東中学校、沓掛小学校、生子菅小学校、七重小学校、 弓馬田小学校)を指定し、補助金を助成した。	0
6	各種福祉講座の 充実	聴覚障がい者の生活や関連福祉制度などの理解と、手話による日常会話や 表現技術習得などのため「手話奉仕員養成講座」を開催している。令和元 年度は 14 人の修了生がいる。	0
7	ボランティアセンター [※] ¹³ の運営	地域住民のボランティアに関する理解と関心を深めるとともに、組織及び個人ボランティア活動の育成援助に努めた。 令和元年度は、個人ボランティア登録1件、ボランティア相談件数2件。 (内容:高齢者施設への派遣、イベント参加協力など)	Δ

_

^{**13} ボランティアセンター:市民のボランティア活動を振興するため、ボランティアの相談、登録、情報提供、ボランティア養成研修などを行う機関。

第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

8	ボランティア養成講座の開催	夏休み期間を活用して市内の小中学生を対象に、学生向けボランティア体験事業「福祉に挑戦」を開催している。福祉介護体験や防災体験など行い令和元年度で35人の参加を得ている。	0
9	ボランティア情報の提供	災害ボランティアの一環として、被災地への義援金協力などを発信する機会が増え、赤い羽根共同募金運動なども含め募金活動がボランティア活動との認識が拡充されつつある。	0

■基本目標2 地域・ネットワークづくり ~顔の見える地域づくり~

	主な取組	推進状況	評価
10	世代間交流活動の 促進	「親子ふれあい陶芸教室」では小中学生と保護者が陶芸を通じて交流を深めている。また複数の支部では世代間交流グラウンド・ゴルフ大会なども開催されている。	Δ
11	ふれあいサロン活動 の推進	令和元年度において 37 団体が、地域の特徴を取り入れた体操や茶話会などを通し、健康増進や仲間づくりを推進中である。	Δ
12	地域における防犯 活動への支援	主に独居高齢者などに対して社会福祉協議会支部共通事業である「きずな 声かけ事業」により福祉推進員 ^{※14} によって見守りがなされている。	\triangle
13	行政との連携による 見守りネットワークの 構築	地域包括支援センター ^{※15} において「認知症初期集中支援チーム」が編成され一定期間必要な支援や見守りがされている。また、市介護福祉課で徘徊高齢者などを見守る「おかえりマーク」の情報共有がされている。	Δ
14	災害時の体制づくり	現状では災害ボランティアセンター運営マニュアル整備や、初動期対応チームメンバー配置までは整ったが、行政を含めた広義の体制づくりが必要。	Δ
15	相談支援体制の 整備	「歳末援護活動」にて市内要援護者把握に努め相談業務の強化及び民生 委員・児童委員 ^{※16} の訪問活動支援を実施。令和元年度の支援物品給付 13世帯/相談 22 件。	0
16	各関係機関との 情報共有体制の 構築	「社協だより(4回/年)」「社協福祉事業パンフレット(1回/年)」「赤い羽根だより(1回/年)」の発行や市広報紙にて情報掲載などを行っている。また行政を含めた情報共有が都度なされている。	0
17	各福祉活動団体との連携体制づくり	第 3 次地域福祉活動計画策定委員は、社会福祉協議会が関係する 17 の行政福祉団体代表者で構成されているが、連携体制は今後の課題。	Δ

_

^{*14} 福祉推進員:地域の実情に応じた福祉事業を推進するために、坂東市内 13 の社会福祉協議会支部で民生委員・児童委員や区長などが福祉推進員として活動している。

^{※15} 地域包括支援センター:地域住民の心身の健康の保持や生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護保険法に基づき、地域住民への包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント事業)や介護予防支援業務を実施する中核的機関として、市町村が設置する機関。

^{*16} 民生委員・児童委員:民生委員法に基づき、市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により、 厚生労働大臣が委嘱する。常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に 努めることが職責とされている。また、民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

10	コミュニティソーシャル	看護職や福祉職などを目指す学生が所属する養成校などからの依頼に応じ	
18	ワーカー ^{※17} の育成	て、実習生受入れを行い育成の一端をなしている。	

■基本目標3 安心な環境づくり ~自立を支えるため、福祉サービスの充実を図る~

	主な取組	推進状況	評価
19	健康づくり、介護予 防活動の充実	ボランティアとして 3 種(いきいきヘルス体操、スクエアステップ、市民健康体操)の体操指導士が小地域に出向き、住民参加型の体操教室が定期的 に開催され、健康づくりや介護予防に大きく貢献されている。	0
20	地域包括支援センターの機能強化	介護予防、総合相談支援、予防ケアマネジメントに加え認知症施策や在宅 医療介護など国の指針による新領域に着手。実績の積上げが課題。	Δ
21	生きがいづくり、趣味 教養活動の充実	シニアクラブをはじめ多くの高齢者が参加するスポーツ大会や芸能発表大会がある。また陶芸教室の開催や県わくわく美術展出展など多岐にわたる。	0
22	障がい者福祉団体 の育成援助	身体障がい者福祉団体、心身障がい者福祉団体、視覚障がい者福祉団体の育成援助に努めている。各団体の自主性を尊重するとともに、社会参加活動の促進につながる支援を行っている。	0
23	障がい者総合支援 事業の推進	地域活動支援センター事業の位置づけにて「心身障がい者福祉ワークス運営事業」や「身体障がい者デイサービス」を実施している。住み慣れた自宅から通いで利用できることや自活につながる支援など提供できている。	0
24	相談支援活動の 推進	令和元年度総合相談支援対応件数実績:667件 (内訳:介護保険制度に関する相談 624件、医療・保健に関する相談 5件など)	0
25	子育てサポーター 設置事業の運営	令和元年度は子育てサポーター実績として利用会員1人協力会員7人であった。在宅福祉サービスとともに既存施設等の補完的役割として維持。	Δ
26	子育てサロンの推進	長須支部事業「ママ友コミュニティ(年1回)」「ママ友のつどい(月1回)」 が機能している。長須地区内の保育園を会場にコミュニティが構築されてお り、少子化を背景に他の地区の模範となる事業である。	0
27	ひとり親家庭への支援	母子寡婦福祉団体の育成援助を実施した。 (一泊研修会、親子すごやか交流会、ひとり親家庭小学校入学児童入学 祝品贈呈事業など)	Δ

-

^{**17} コミュニティソーシャルワーカー:地域で問題を抱えながら生活している人のために、個別に相談支援を行ったり、地域における支援ネットワークづくり、サービス紹介、調整などを行う地域福祉の専門職。

第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

■基本目標 4 社協の基盤強化 ~安定した運営を図る~

	主な取組	推進状況	評価
28	職員間の情報共有	地域福祉ネットワーク事業(生活支援体制整備事業)において支部担当 職員は第 2 層の生活支援コーディネーターも兼ね、支部と社会福祉協議会 本部の架け橋としても機能している。	0
29	各種関係機関との 情報共有体制の 構築	(No.16 再掲)	0
30	各福祉団体との 連携体制づくり	(No.17 再掲)	Δ
31	会員の増強活動	地区の区長を中心に取りまとめを依頼し、令和元年度において、加入率94.6%(全体)、地区別では神大実地区で99.3%を達成。	Δ
32	各種募金活動の 推進	共同募金運動・歳末たすけあい募金運動の啓発を強化し、市民への周知に 努めた。	0
33	自主財源の確保	社会福祉協議会としての自己財源確保のひとつとして、自動販売機設置事業を実施し、適切な管理運営に努めた。	0
34	組織内の連携強化	13支部に担当職員が配置されており、各支部と共同してサロン活動が展開され、令和元年度は市内に37ヵ所ある。担当職員はサロン代表者などと連携を図っている。	Δ
35	社協内の情報共有 体制の構築	月初に開催されている「社協月例ミーティング」は、係長以上が出席し事業の振り返りや今後の計画を含め議論が行われ、社会福祉協議会全体の体制整備や情報共有などが図られている。また、係ごとのミーティングも並行して開催されている。	0
36	人材の育成	事業運営に不可欠な講習を目的とした研修などについては、積極的な参加 を推奨している。	0

3. アンケート調査結果にみえる市民意識

本計画策定にあたり、市民の皆様にご近所との関係や地域での困りごと、今後の福祉の 方向性についてのお考えなどをうかがう調査(地域福祉ネットワーク事業アンケート調査) を実施しました。

調査の概要及び主な結果は次のとおりです。

(1)調査の概要

■調査期間

令和元年9月10日(火)~ 令和元年10月11日(金)

■調査対象者

坂東市在住の65歳以上で以下の世帯の人

① 独居世帯 ②高齢者世帯 ③家族と同居する高齢者

■調査方法

- ① 民生委員・児童委員を通じた調査票の配布及び回収
- ② 各支部のサロンにおける職員を通じた調査票の配布及び回収

■配布数及び回収数

配布数: 1,000 枚 回収数: 924 枚 回収率: 92.4%

(2)主な調査結果

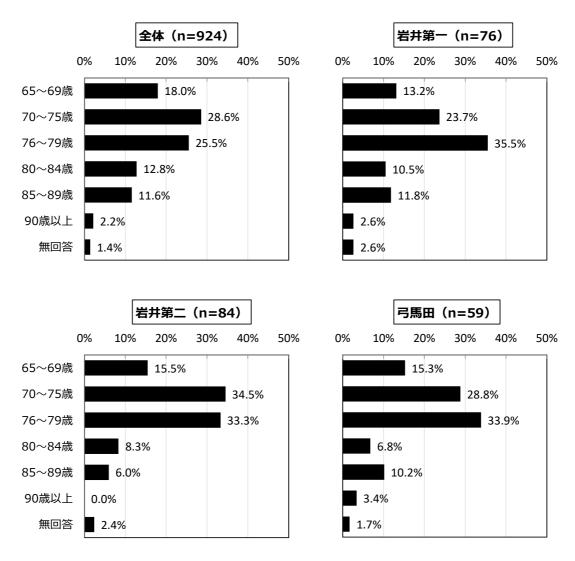
①回答者について(単数回答)

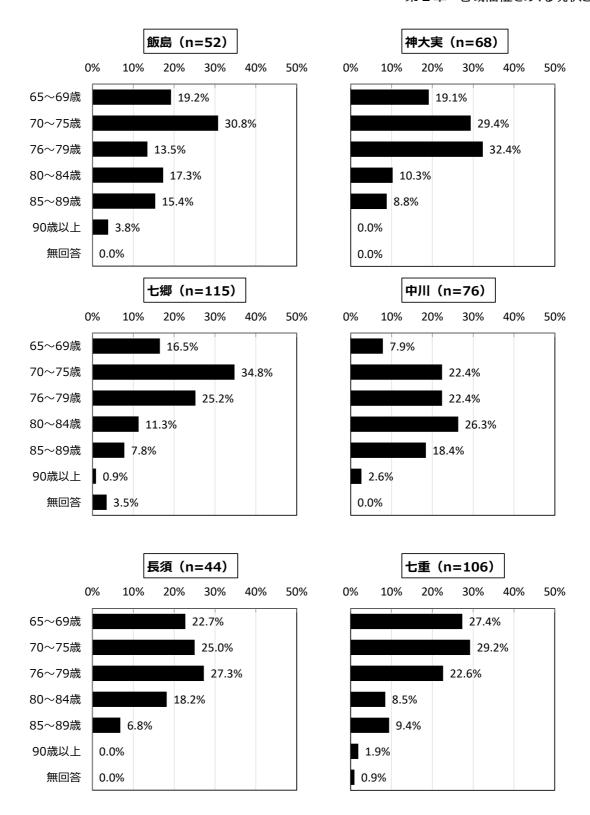
今回のアンケートに回答をいただいた人数を支部別にみると、「七郷」が 115 人と 最も多く、次いで「七重」が 106 人、「岩井第二」と「逆井山」がいずれも 84 人、 「岩井第一」と「中川」がいずれも 76 人などとなっています。

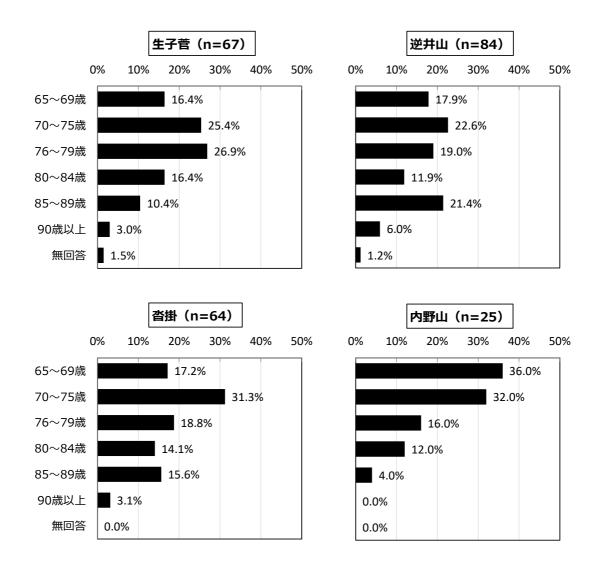
支部別に年齢分布をみると、65~75 歳までの年代の割合は、「内野山」68.0%、「七重」56.6%、「七郷」51.3%、「岩井第二」50.0%、「飯島」50.0%までが5割以上と高くなっています。76 歳以上の年代の割合は、「中川」69.7%、「岩井第一」60.4%、「逆井山」58.3%、「生子菅」56.7%などが高くなっています。

- ※ 以下のグラフ中の「n」は各設問に回答された人の総数を表しています。
- ※ 各選択肢の「%」値は、少数第2位を四捨五入して表しています。そのため、単数回答の設問でも 各選択肢の%の合計が100%にならない場合があります。

【支部別の回答者の年齢分布】



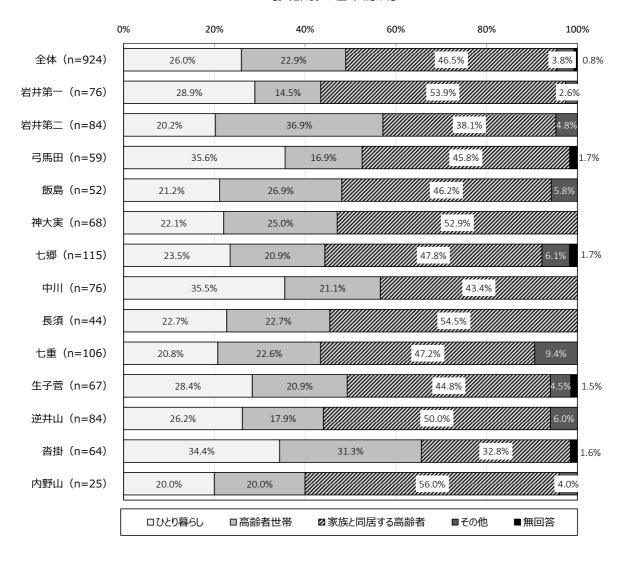




②世帯構成について(単数回答)

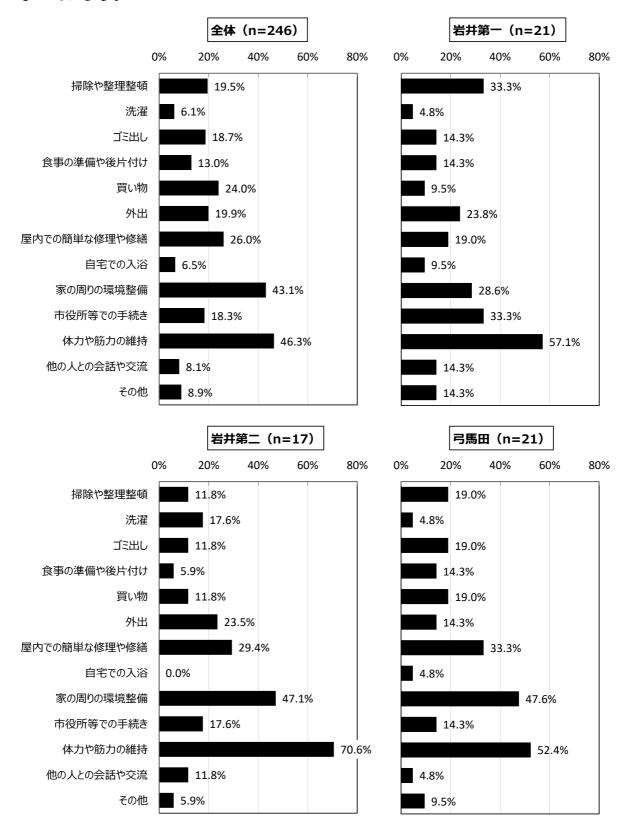
世帯構成をみると、全体では「家族と同居する高齢者」が46.5%と最も多く、次いで「ひとり暮らし」が26.0%、「高齢者世帯」が22.9%となっていますが、支部別でみると、「ひとり暮らし」の割合が「弓馬田」35.6%、「中川」35.5%、「沓掛」34.4%と高く、更に「高齢者世帯」と「ひとり暮らし」を合わせた「高齢者のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯」の割合は、「沓掛」65.7%、「岩井第二」、「中川」、「弓馬田」は5割を超えています。

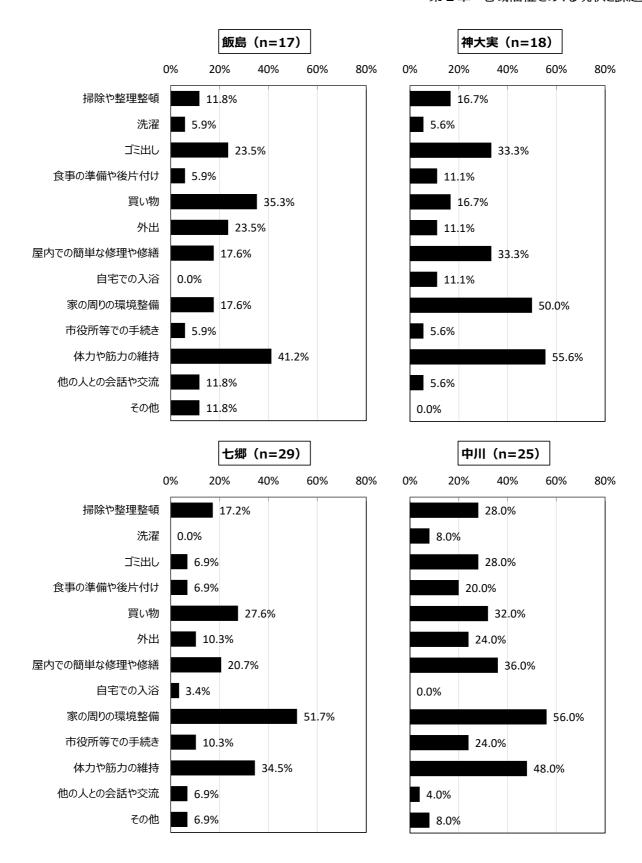
【支部別の世帯構成】



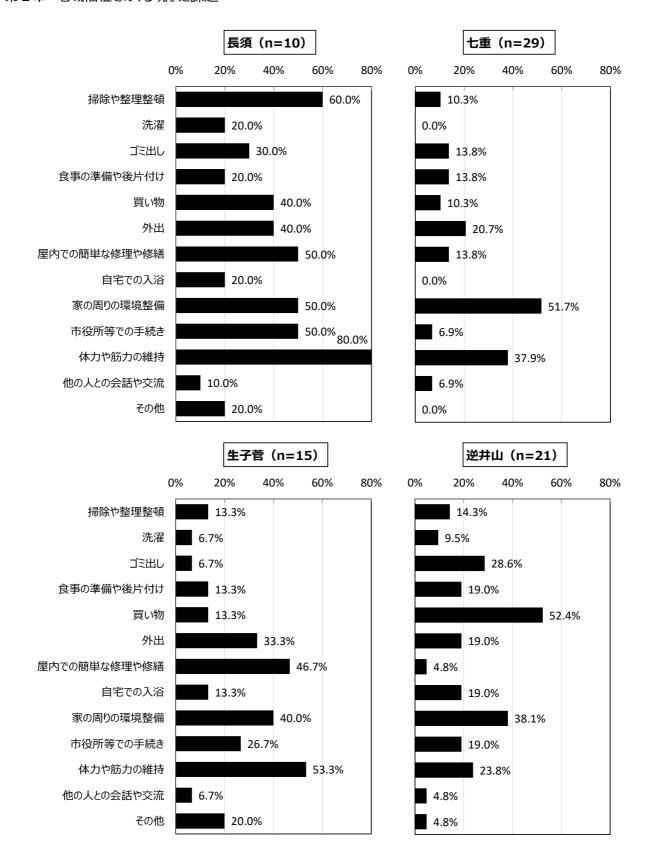
③日常生活で困っていること(複数回答)

日常生活で困っていることがあると回答した人が、困っていることを支部別でみると、「体力や筋力の維持」は、「岩井第一」、「岩井第二」、「弓馬田」、「飯島」、「神大実」、「長須」、「生子菅」、「沓掛」(「屋内での簡単な修理や修繕」と同率)で1位、「家の周りの環境整備」は「七郷」、「中川」、「七重」で1位、「買い物」は「逆井山」で1位となっています。

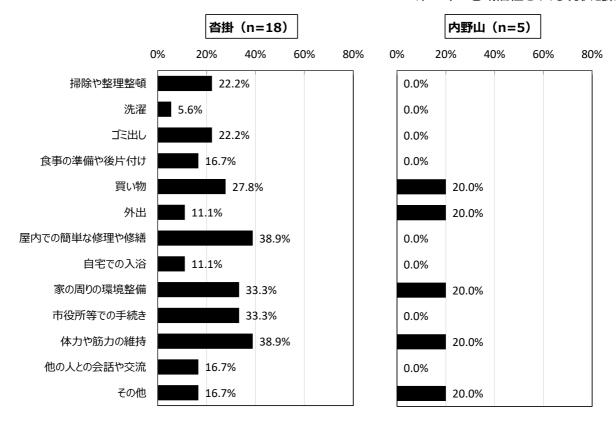




第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

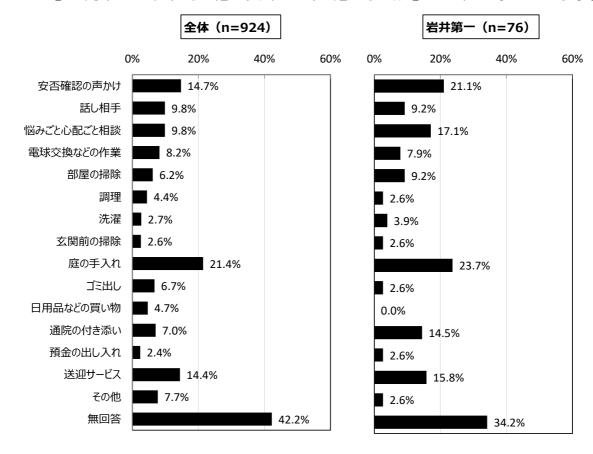


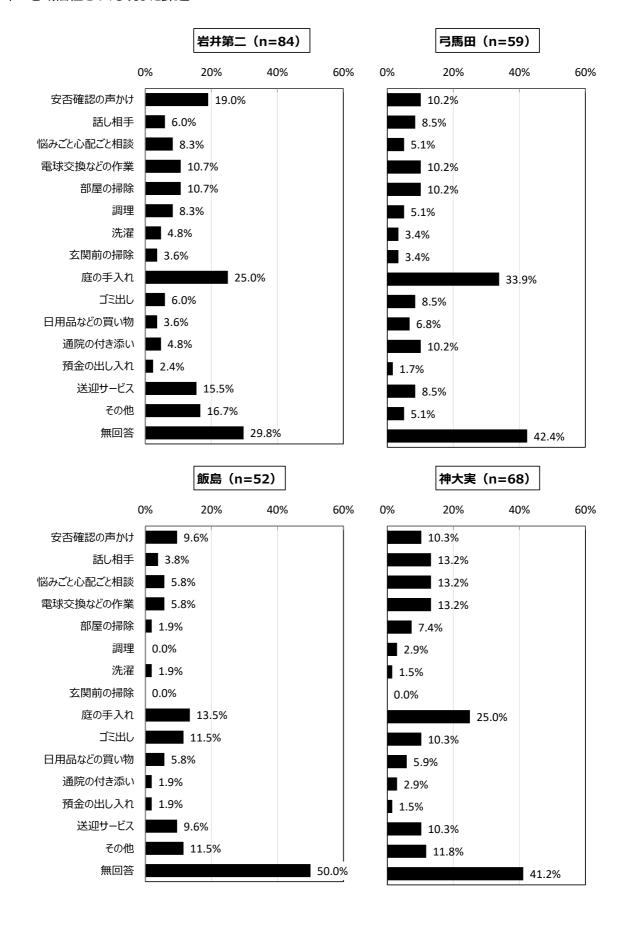
第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

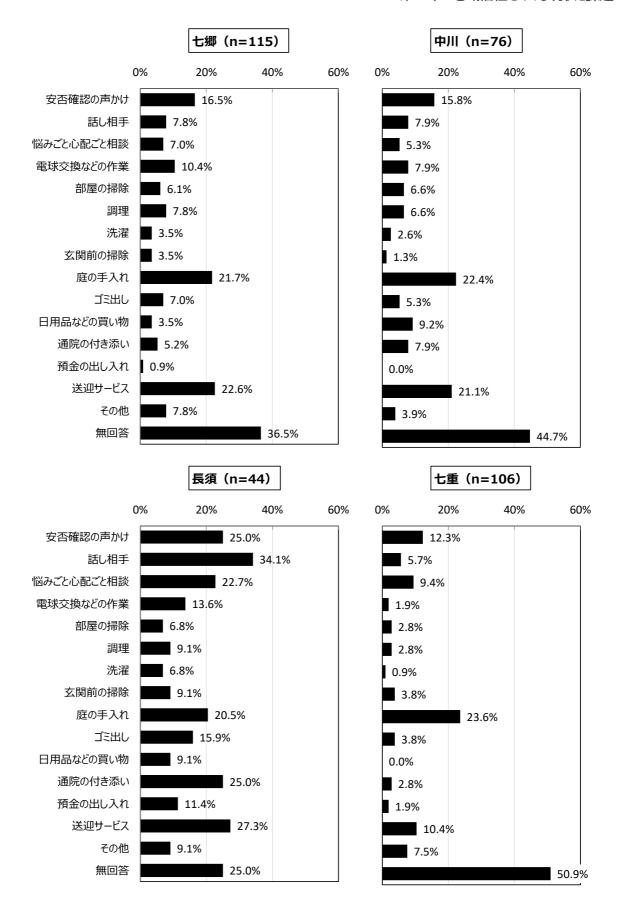


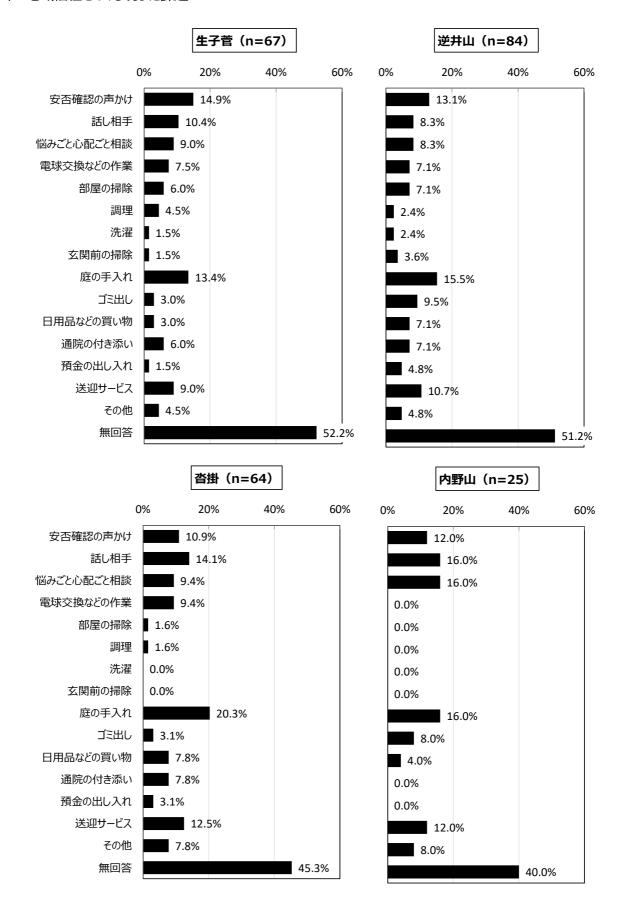
④あったら良いと思うサービス(複数回答)

あったら良いと思うサービスを支部別でみると、「送迎サービス」が「七郷」、「話し相手」が「長須」で 1 位、「内野山」では「話し相手」「悩みごと心配ごと相談」「送迎サービス」が同率で 1 位、その他の支部では、「庭の手入れ」が 1 位となっています。



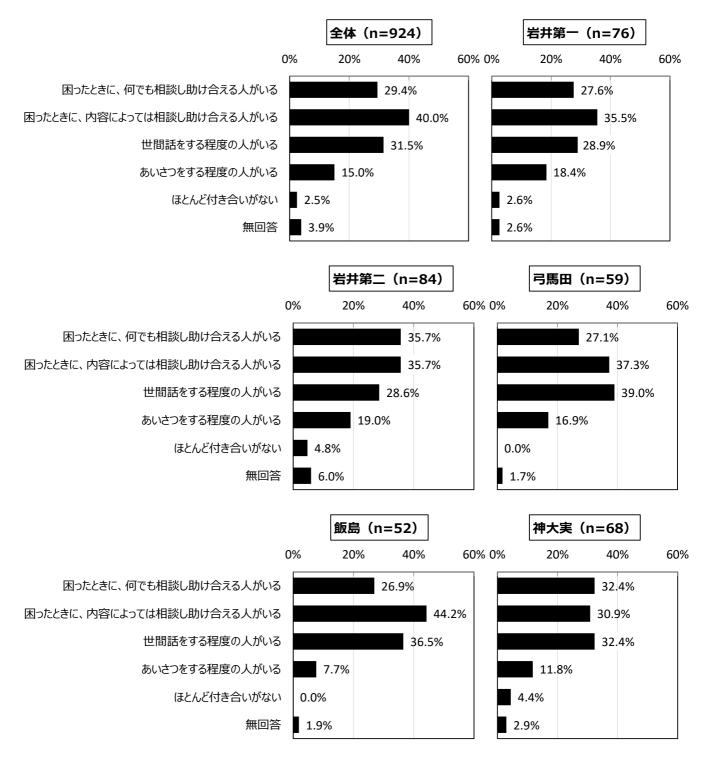


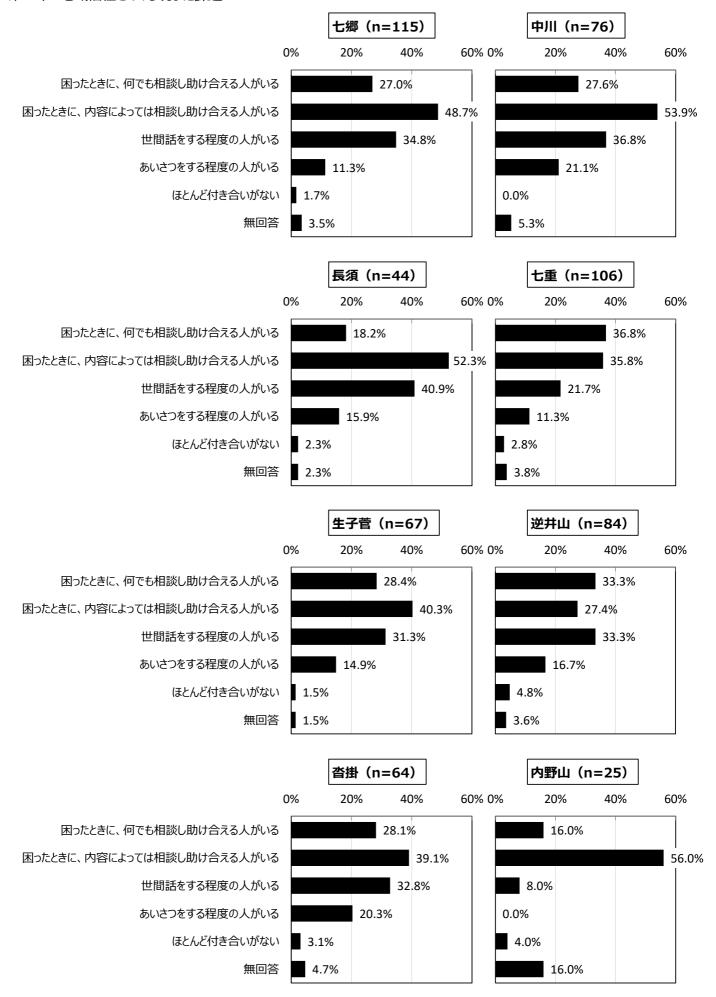




⑤ご近所との付き合い(複数回答)

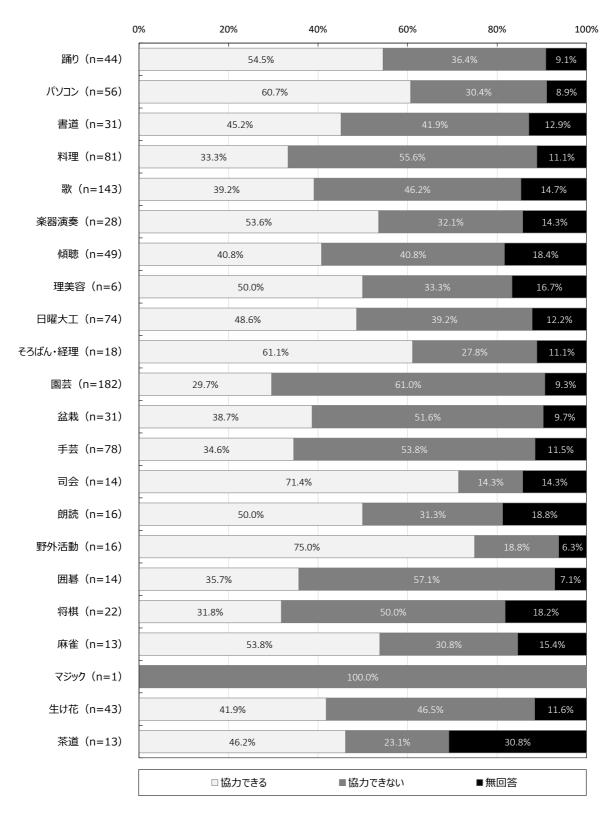
ご近所との付き合いの程度を支部別でみると、「困ったときに、内容によっては相談し助け合える人がいる」が多くの支部で 1 位となっていますが、「岩井第二」は「困ったときに、内容によっては相談し助け合える人がいる」とともに「困ったとき、何でも相談し助け合える人がいる」も同率で 1 位、「七重」では「困ったとき、何でも相談し助け合える人がいる」が 1 位、「弓馬田」では「世間話をする程度の人がいる」が 1 位、「神大実」と「逆井山」は「困ったとき、何でも相談し助け合える人がいる」と「世間話をする程度の人がいる」が同率で 1 位となっています。





⑥趣味や特技を活かしたご協力の可否(単数回答)

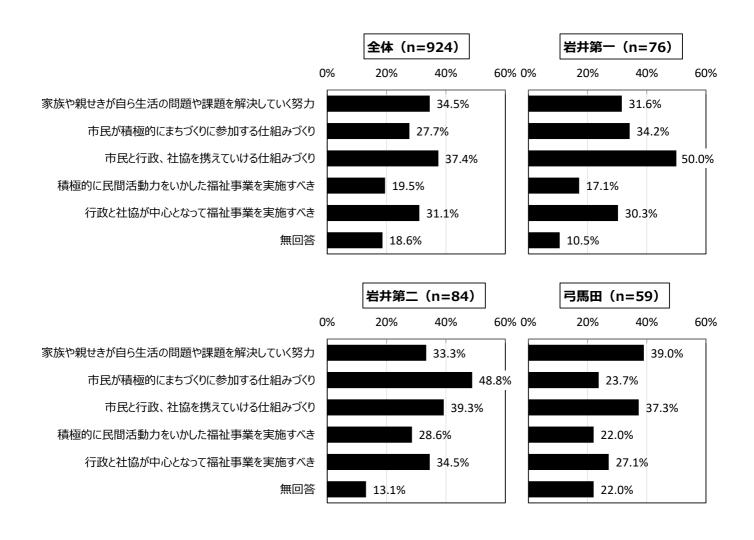
趣味や特技の披露・指導への協力の可否を趣味・特技別でみると、「協力できる」は「野外活動」75.0%、「司会」71.4%、「そろばん・経理」61.1%、「パソコン」60.7% などが高くなっています。

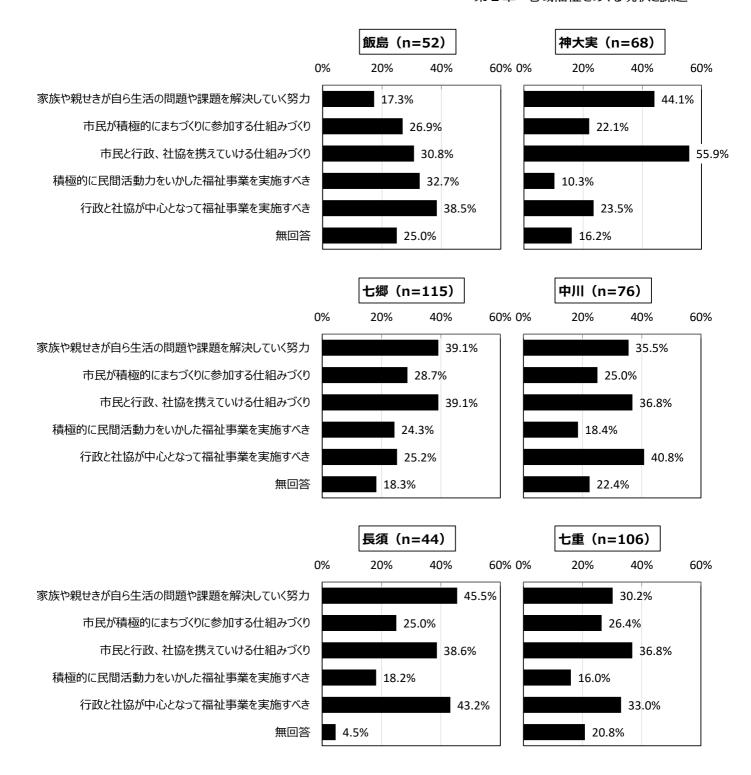


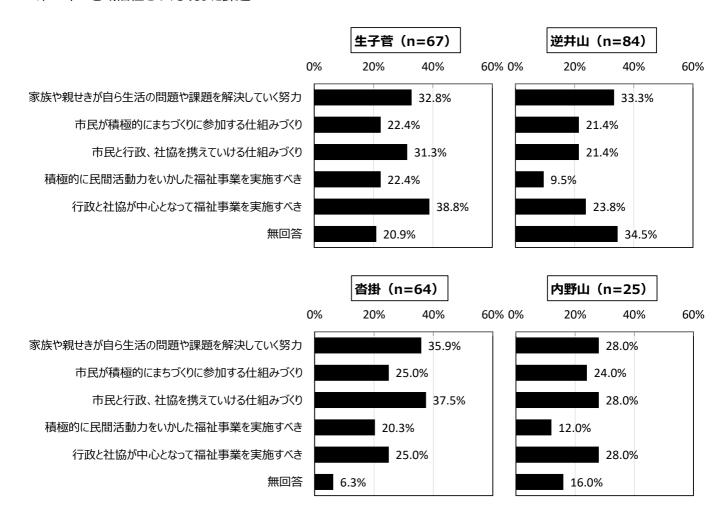
(7)今後の福祉の方向性(複数回答)

今後の福祉の方向性についての考えで、第 1 に何を置くかについては支部により 様々となっています。

「家族や親せきが自ら生活の問題や課題を解決していく努力」が 1 位なのは「弓馬田」、「長須」、「逆井山」、「市民が積極的にまちづくりに参加する仕組みづくり」が 1 位なのは「岩井第二」、「市民と行政、社協を携えていける仕組みづくり」が 1 位なのは「岩井第一」、「神大実」、「七重」、「沓掛」、「行政と社協が中心となって福祉事業を実施すべき」が 1 位なのは「飯島」、「中川」、「生子菅」となっています。また、「七郷」は「家族や親せきが自ら生活の問題や課題を解決していく努力」、「市民と行政、社協を携えていける仕組みづくり」、「内野山」はそれらに加えて「行政と社協が中心となって福祉事業を実施すべき」が同率で 1 位となっています。







第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念
- 2. 基本目標
- 3. 計画の体系

1. 基本理念

多様化・複雑化が進む地域の生活課題は解決がますます難しくなる一方で、新たな感染 症が私たちの日常生活に不安の影を落とす現在、地域全体が力を合わせ、新しい生活様式 を生み出し支え合うことは、安心した生活を取り戻すために極めて重要になっています。

第2次坂東市地域福祉活動計画では、一人ひとりの市民の主体的、自立的な活動を重視 したまちづくりを、基本理念「みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち」のもと で進めてきました。この理念は、今の私たちがこれからの5年間を見据え掲げるべき理念 として、5年前以上にその価値を高めています。従って、第3次坂東市地域福祉活動計画 は、第2次計画の基本理念を踏襲します。

みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち

2. 基本目標

基本理念を具現化するため、施策の柱を基本目標として次のとおり設定します。

基本目標 I ひとづくり

基本目標Ⅱ 地域づくり

基本目標IV 基盤の強化

基本目標Ⅲ しくみの充実

地域福祉への理解を深め、助け合う意識を高める

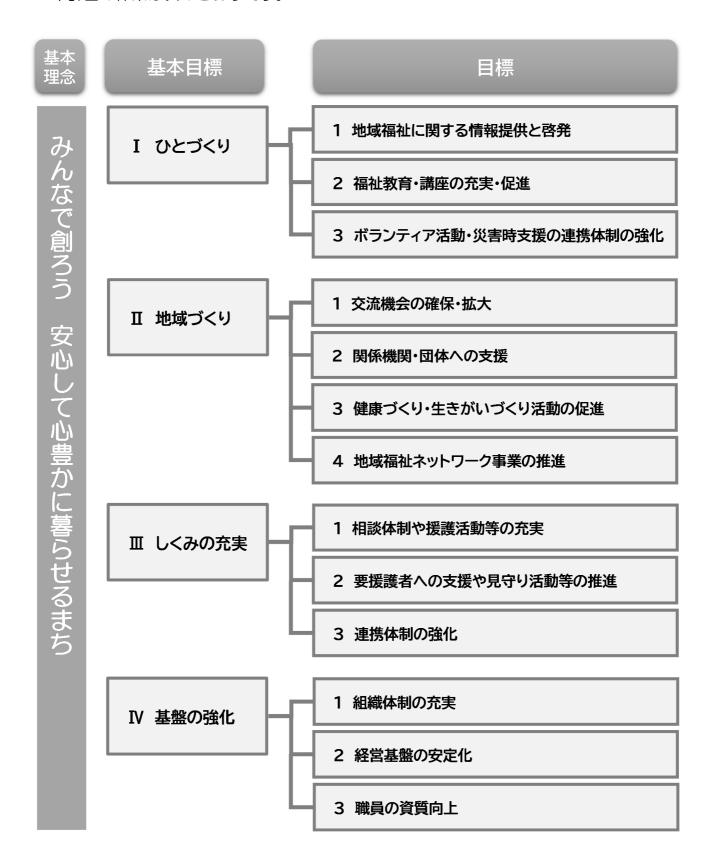
互いを認め尊重し、支え合う機運を広げる

地域に暮らすすべての人に光をあてる

事業の継続を確かなものとする

3. 計画の体系

本計画の体系は次のとおりです。



第4章 福祉施策の推進

基本目標 I ひとづくり 地域福祉への理解を深め、助け合う意識を高める

基本目標II 地域づくり 互いを認め尊重し、支え合う機運を広げる

基本目標Ⅲ しくみの充実 地域に暮らすすべての人に光をあてる

基本目標IV 基盤の強化 事業の継続を確かなものとする

本市では、65歳以上の高齢者人口や介護認定を受ける人が年々増加しています。また、 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持つ障がいのある人や、ひとり親世帯なども増加傾 向にあります。そうした人たちの地域での暮らしを支えることは、単に支えられる人のた めだけでなく、これから先、もし何かあっても支えてくれる人がいるとの安心感を、地域 のすべての人にもたらすことにつながります。

第2次坂東市地域福祉活動計画においても、基本目標の最初に「ひとづくり」を据え、 思いやりや助け合いの意識の高揚を目指し活動を進めてきましたが、令和元年度の地域福祉ネットワーク事業アンケート調査では、ご近所との付き合いにおいて「困ったときに、 何でも相談し助け合える人がいる」との回答は市全体でほぼ3割、「困ったときに、内容に よっては相談し助け合える人がいる」との回答は同じく4割に達しています。

これからも地域福祉の原点である隣近所との関係を大切に育み、本市の地域福祉を更に 進めるため、本計画においても「ひとづくり」を基本目標 I として、福祉に関する情報の 提供や福祉教育の推進、ボランティア活動活性化のための支援を進めていきます。

目標1 地域福祉に関する情報提供と啓発

社会福祉協議会の「ホームページ」や「社協だより」などの従来型の広報媒体に加え、新たに SNS (Social Networking Service) などの媒体や、社会資源の活用やイベント等の機会を活用した情報発信を通じて、福祉活動やその動向について地域の方々に理解を深めていただけるよう努めます。

主な取組(事業名)		活動内容(具体的方針)
01	坂東市社会福祉協議会 ホームページの管理運営	 ホームページを作成し、事業紹介や募集等の啓発活動を行います。 社会福祉協議会内で情報共有体制を強化し、タイムリーな情報提供、的確で広範囲の情報提供ができるよう、各課と連携し定期的に更新します。また、社会福祉協議会の事業方針、活動内容や財務情報を公開し、透明性の確保に努めます。 市民への発出が必要な情報は何かを職員一人ひとりが常に意識し、視聴者の幅広い世代に対応する、より「見やすく」、より「たどり着きやすい」ホームページの作成に努めます。

主な取組(事業名)		活動内容(具体的方針)
		・市民の福祉への関心を高め、坂東市社会福祉協議会とその活
		動の理解を深めていただくことを目的に、「社協だより」を定期的に
	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	発行します。
02	社協だよりの発行 	・坂東市社会福祉協議会の福祉活動を様々な角度からわかりや
		すく紹介することで、市民に親しまれる身近な広報紙を目指しま
		す 。
		・赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金の実績報告及びその
		仕組み・活用方法などを分かりやすく紹介する「赤い羽根だより」
03	赤い羽根だよりの発行	を発行します。
		・今後の募金活動への協力と意識の高揚を図り、より一層の募金
		活動の透明性確保に努めます。
		・市の福祉関係・広報関係部門と連携し、行政と協働して推進す
04	広報ばんどうの活用	る社会福祉協議会活動を市の広報紙「広報ばんどう」を通じて周
		知し、市民の福祉活動への関心を高めます。
		・市民が身近に利用できる福祉や介護サービスの紹介、坂東市社
0.5	その他広報紙の発行	会福祉協議会事業一覧パンフレットなどを計画的に発行します。
05	(社協福祉事業パンフレット等)	・支部活動やボランティア活動、各福祉団体の広報活動を推進
		し、きめ細やかな情報提供を行います。
		・社会福祉協議会の取組への評価や、今後取り組むべき事業の
06	住民のニーズ調査	検討のために、社会福祉協議会支部組織や個々の事業、アンケ
		ート調査など様々な方法で市民のニーズを把握します。
	社会福祉協議会 地域福祉 活動計画の推進	・福祉の実践につながる地域福祉活動計画により、住民とともに安
0.7		心できるまちづくりを、計画的・総合的に進めます。
07		・地域福祉の根幹である人的資源(ボランティア人口)の充実を
		図りながら事業展開を進めます。
	障がい児者等へ情報提供	・障がい児者やその保護者・家族が地域社会との結びつきが増や
08		せるよう、社会福祉協議会主催のイベントなどで、様々な情報提
		供を行います。
		・従来の広報紙、ホームページのほかに、SNS などの活用を検討
		し、新たな情報発信の仕組みを構築することで、情報提供の拡
	情報発信活動の強化	大を図ります。
09		・地域のイベント等に参加し、社会福祉協議会とその活動について
		の啓発活動を実施します。
		・新たに活用できる広報媒体や連携協働できる社会資源などを検
		討し、情報発信の強化に努めます。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 「社協だより」や「広報ばんどう」などから、積極的に福祉情報を集めます。
- 集めた情報を身近な人に伝え、地域で共有します。
- 地域のイベントに社会福祉協議会を引き込むことを考えましょう。



▲社協だよりの発行



▲赤い羽根だよりの発行



▲イベント募金(古城まつり)



▲イベント募金(古城まつり)



▲街頭募金(福祉まつり)



▲イベント募金(福祉まつり)

目標2 福祉教育・講座の充実・促進

福祉講座や研修等を充実し、住民参加による地域福祉活動、ボランティア活動の拡大につながる人材育成に努め、市民の参加を促進します。また、児童・生徒が「福祉」について、体験と学びができる機会をつくり、人を思いやる福祉の心に満ちあふれたやさしい社会の担い手となることを目的に、市内の各学校と連携し福祉教育活動を支援します。

	主な取組(事業名)	活動内容(具体的方針)
10	資格取得支援事業	・地域における医療福祉等の人材育成のため、養成学校や関連
		機関と連携し、資格取得のために必要な実習の受け入れの支援
		を行います。
		・福祉や介護分野への就労支援につながる支援を行います。
		・聴覚障がい者にとって住みやすい環境が図られるよう、聴覚障が
11	手話奉仕員養成講座	いへの理解と手話の語彙及び手話表現技術を取得した手話奉
		仕員の計画的な養成を継続します。
		・養成講座を修了した手話奉仕員の更なる技術向上や奉仕員の
		横のつながり・仲間づくり等に寄与するための支援を進めます。
12	手話奉仕員フォローアップ講座	・手話通訳者や聴覚障がい者の協力を得て、講座修了者が互い
		に学び合う環境を提供し、自主的な研修会への繋がりが広まるよ
		う努めます。
	手話教室「入門コース」	・児童生徒等の手話への関心の芽を育み、手話奉仕員養成講座
13		の受講へとつながるよう工夫された「入門コース」を開催します。
		・高校生以上の人に対する手話教室の開催を検討します。
	傾聴ボランティア講座	・相手の話を聞き気持ちを受け止める傾聴ボランティアの役割が大
		いに高まる中で、1人でも多くの傾聴ボランティアを育成できるよ
14		う、講座を開催します。
		・受講者の団体の組織化と要望に応える人材の派遣を検討しま
		す 。
		・ボランティア活動普及事業協力校を主に市内の学校と連携をし、
	出前福祉体験講座	児童生徒等を中心に障がい者や高齢者等への理解を深め、手
15		を差し伸べることができるよう学び、体験する機会を提供します。
15		・市内のすべての学校での開催を目指し、学校側との連携を図りま
		₫。
		・市内企業など一般向けの講座の開催を展開します。

第4章 福祉施策の推進

主な取組(事業名)		活動内容(具体的方針)
16	認知症サポーター養成講座	・あらゆる人々が認知症患者に寄り添える地域づくりとボランティアの発展性を目指し、認知症に対する正しい知識と理解の中で手助けできるボランティアを養成します。・行政の推奨等により新たな取組や関連事業も検討します。
17	福祉教育への支援	・市内各学校での福祉教育活動を、機材や講師の派遣など、社 会福祉協議会の資源を使い応援します。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 各種の「養成講座」に、積極的に参加します。
- 講座参加者との連携を広げ、地域づくりに進んでいきましょう。



▲手話奉仕員フォローアップ講座



▲手話教室「入門コース」



▲出前福祉体験講座



▲認知症サポーター養成講座

目標3 ボランティア活動・災害時支援の連携体制の強化

平常時のみならず、災害発生時やその後の復旧時などの緊急時におけるボランティアの存在はますます大きく重要となっています。社会福祉協議会のボランティア登録者数はゆるやかな増加傾向にありますが、その歩みをより確かなものとするため、ボランティア活動に関心がある人が気軽に活動に加わっていただけるよう、活動情報の提供や活動の場・機会づくりを進めるとともに、ボランティアセンターなど既存の体制の強化を図ります。

	主な取組(事業名)	活動内容(具体的方針)
	ボランティア災害対策	・平常時から研修や災害ボランティアセンターの設置訓練等を行
		い、職員、ボランティア、市民等が協働で有事に備える体制を作り
18		上げます。
		・災害ボランティアセンター運営マニュアルを適宜見直します。
		・行政との連携協力体制を構築します。
		・傾聴ボランティア活動などが重要であることから、要望に応える人
19	傾聴ボランティア団体の育成	材の派遣ができるよう団体の育成を図ります。
		・様々な状況でも活動できるよう、環境を整備します。
		・市教育委員会等の関係機関との協議を通じてボランティア活動
		普及事業協力校に選定された市内小中学校の児童生徒に対
20	ガニンニ /マ活動並及専業切りが	し、幅広い福祉教育や学習の機会を提供し、社会福祉への理
20	ボランティア活動普及事業協力校 	解と関心を高めます。
		・学校との連携を図り、児童生徒への福祉教育の強化につなげま
		す。
		・ボランティア団体育成のため、ボランティア連絡協議会を運営し、
	ボランティア連絡協議会の運営	ボランティア相互の交流・親睦を図るとともに、ボランティアが抱える
21		課題解決を支援します。
		・若年層ボランティアの確保のため、講座等の開催や企業への働き
		かけ等の入会促進を推進します。
	ボランティアセンター運営	・ボランティア活動の中心的な拠点として、地域住民のボランティア
22		に関する理解と関心を深めるための情報提供を行うとともに、ボラ
22		ンティアの育成援助を行いながら、地域のボランティアへのニーズに
		対応する調整機能の強化を図ります。
	学生向けボランティア体験事業	・児童生徒がボランティアを行うことで社会に参加することの楽しさや
23	「福祉に挑戦」	人との関わりの大切さを学び、「福祉」への関心を高めてもらうため
	※はじめての手話教室含む	に、福祉体験事業を行います。
24	在宅福祉サービスセンター事業	・高齢者世帯や障がい者世帯などに対し、既存の福祉サービスで
		賄えない在宅サービスを有償で行います。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 地域の問題に関心を持ちます。
- 地域の問題をどうしたら解決できるか、そのために自分たちでできることは何か考えます。
- 困ったときはボランティアセンターに相談し、情報提供を受けましょう。



▲ボランティア災害対策



▲ボランティア災害対策



▲傾聴ボランティア講座



▲ボランティア活動普及事業協力校



▲学生向けボランティア体験事業 「福祉に挑戦」



▲在宅福祉サービスセンター 協力会員養成講習会

互いに信頼し、助け合える地域をつくるためには、地域に暮らす年齢や性別、職業、国籍などの異なる様々な人が、交流・コミュニケーションを通じ相互に理解を深めることが大切ですが、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が人と人の対面による交流を萎縮させています。

基本目標 I では、感染防止に対応する「新しい生活様式」を踏まえた配慮による「安心」を前提に、人々が交流できる機会を確保・拡大することに努めます。また、社会福祉協議会支部をはじめ、福祉に関係する組織や団体の活動支援並びに組織・団体間の連携強化のために必要な業務を担い、人や組織が互いの理解と尊重の上に立って支え合う地域づくりを推進します。

目標1 交流機会の確保・拡大

「安心」第一を前提に、地域における交流会やイベントを企画・実施します。また、世代を超えた交流、同じ悩みを持つ人たちの交流など、様々な交流の形づくりに努めます。

	主な取組(事業名)	活動内容(具体的方針)
	子ども食堂	・地域住民が主体となって、地域の子どもたちや保護者などを対象
		に食事や学習支援を提供するコミュニティの場として、「子ども食
25		堂」を運営する団体に対して、フードバンク事業との連携を含め、
25		会場の提供や運営支援を行います。
		・実施団体や各関係機関と連携し、地域の特性に合わせた出前
		型子ども食堂の展開も検討します。
	元気いっぱい福祉まつりの開催	・市民や市内の福祉関係者の交流の場として、また市の社会福祉
26		に貢献された方々や坂東市民健康体操貯筋通帳の高額貯筋
20		者を顕彰する場として、元気いっぱい福祉まつりを開催します。
		・福祉まつり全体の運営を見直します。
	母子・父子家庭入学祝い贈呈 事業	・母子家庭や父子家庭の子どもの小学校入学に際し、祝い品を
27		贈呈します。
		・参加者同士の親睦や情報交換を目的として運営します。
28	ふる里さしま古城まつりの参加・ 協力	・ふる里さしま古城まつりに参加し、募金活動や社会福祉協議会
		の周知・啓発活動を行うとともに、市民によろこばれる交流の場と
	ע א ממו	なるよう、各種団体に対して参加と協力を呼びかけます。

第4章 福祉施策の推進

	主な取組(事業名)	活動内容(具体的方針)
20	親子ふれあい陶芸教室	・児童生徒たちが、ものづくりへの興味や関心を高めるとともに、ボラ
		ンティアを通じて人と関わることの大切さを学ぶためのきっかけづくり
29		として陶芸教室を開催します。
		・ボランティアへの参加促進を支援します。
	多様な交流の場づくり	・様々な世代の人が交流できる場をつくります。
30		・地域における懇談会や交流会の開催を支援します。
		・悩みを同じくする人のための会合の場づくりを進めます。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 人とふれ合うことを楽しみます。
- 地域で抱えている問題点について、自分のこととして考えます。
- 地域の交流活動に興味を持ち、積極的に参加します。



▲子ども食堂



▲元気いっぱい福祉まつり



▲ふる里さしま古城まつりへの参加・協力



▲親子ふれあい陶芸教室

目標2 関係機関・団体への支援

障がいのある当事者団体への支援や地域福祉に関わる団体の運営を行うとともに、団体間の連絡調整を通じた連携体制の強化を図ります。

また、関係機関や団体のニーズの定期的な把握に努めます。

主な取組(事業名)		活動内容(具体的方針)
		・地域のニーズに適した幅広い福祉事業が展開できるよう、行政を
		はじめ、連合民生委員児童委員協議会や区長会連合会、社会
		福祉協議会支部などの関係団体との連絡調整を行います。
31	関係団体との連絡調整等	・福祉活動を行う団体等に対し、その事業を支援するための助成
		金交付を行います。
		・助成金交付対象となる団体の事業内容を精査し、団体の活動
		状況により交付を見直します。
		・身体障がいのある市民の福祉増進を図るため、身体障害者福
		祉協議会の活動支援を行うとともに、市や関係機関とも連携し、
32	身体障害者福祉協議会の支援	チラシ配布などの情報発信により会員加入を促進します。
32	(さわやかの会)	・研修委員会やスポーツ委員会など、活動分野ごとに設置している
		委員会を有効活用し、会員自らが事業運営に関わることによっ
		て、障がい者相互の交流と自立、社会参加推進を図ります。
		・視覚障がいのある市民の社会参加の促進と生活意欲・生きがい
		の高揚に資するために、視覚障害者福祉協会の活動への支援
33	視覚障害者福祉協会の支援 (松竹梅)	と、ボランティア会員の協力により作成する「声の社協だより」の貸
33		出を行います。
		・市や関係機関との連携を強化して視覚障がい者への情報提供
		につとめ、会の啓発や新規会員の確保に取り組みます。
	心身障がい児者父母の会の 支援	・心身障がい児者父母の会の育成を図るため、会が行う療育キャ
34		ンプなどの活動を支援します。
		・啓発活動を推進し、会への賛同者や参加者の増加に努めます。
	障がい児・者福祉施設連絡 協議会の運営 (なごみ)	・市内の各種障がい福祉施設との連携を強化し、相互理解と福
35		祉の増進を図るために、障がい児・者福祉施設連絡協議会の運
		営を行います。
		・各施設の職員のスキルアップを目的とした施設間での情報共有、
		講師を招いての勉強会や利用者間の交流を目的とした交流会を
		行います。
		・イベント(福祉まつり)の参加等を通し、サービス等の社会資源
		を地域の援護者に提案します。

第4章 福祉施策の推進

	主な取組(事業名)	活動内容(具体的方針)
		・母子寡婦福祉団体の育成を図るため、団体が行う日帰り親子
		交流会事業の活動を支援するとともに、チラシ配布により会員の
36	母子寡婦福祉会の支援	加入を促進します。
		・寡婦部と母子部の会員間の交流や相談援助が行えるような体
		制の整備を進めます。
		・シニアクラブ連合会の育成を図るため、シニアクラブ連合会や女性
37	シニアクラブ連合会の支援	委員会が行う高齢者の健康づくり活動や社会奉仕活動などへの
"	(女性委員会等含む)	支援を行います。
		・会員の声を反映した行事、地域に密着した活動を展開します。
		・市が推進する「市民健康体操」を普及・啓発するため、各地への
38	 市民健康体操普及事業	普及委員の派遣や高額貯筋者の表彰、体力測定記録会の開
		催などを行い、日常生活における「市民健康体操」の重要性の啓
		発に努めます。
39	ボランティア連絡協議会の運営	(No.21 再掲)
		・小地域での福祉活動の更なる活性化を図るため、市内の小学
		校区単位に組織されている社会福祉協議会支部の支部長連絡
40	支部長連絡会の活動推進	会を定期的に開催し、支部特性を踏まえた上での共通事業の取
		組などを推進します。
		・2 層協議体との連動性の向上を図ります。
		・市内等の介護保険事業者間で介護サービス向上を目的に、速
	 介護保険事業者団体連合会の	やかな情報共有体制とネットワーク作りを推進します。
41	運営	・各部会(居宅介護支援、訪問、通所、施設)の活動が、行政
	<u></u> 	や社協と連携を図り有機的なものになるよう工夫をし、新規事業
		者の加入促進に繋げます。
	いきいきヘルス体操指導士会の運営	・健康増進や介護予防などを目的に、体操の普及啓発や地域密
42		着型の活動を展開します。
'-		・持続可能な会の運営のため、人員体制を念頭に計画的養成も
		進めます。
		・認知症予防や運動機能に効果的であり、地域のみならず多くの
43	 スクエアステップリーダーの会の運営	場所で取り入れられる工夫をします。
	ハノエバスアファブ の云の座台	・持続可能な会の運営のため、人員体制を念頭に計画的養成も
		進めます。
		・認知症サポーター養成講座の講師陣が、様々な知恵を共有し
	認知症キャラバン・メイトネットワー クの運営	研鑽を積みながらスキルアップを図ります。
44		・行政や社協をはじめ、認知症施策を推進する関係機関と連携を
		図り、幅広い世代への関心をより一層高められるようなボランティ
		ア活動を拡充します。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 福祉活動についての情報の交換と共有を心がけます。
- 他の分野の団体と連携し、横のつながりの中で新たな福祉活動を考えます。



▲ボランティア連絡協議会



▲シニアクラブ連合会の支援



▲市民健康体操普及事業



▲支部長連絡会の活動推進



▲いきいきヘルス体操指導士会の運営



▲スクエアステップリーダーの会の運営

目標3 健康づくり・生きがいづくり活動の促進

健康づくりや生きがいづくりは、人との関わりがあることで活動の成果が得やすくなるという側面があります。そうした点を踏まえ、地域づくり活動の一環として「ふれあいサロン」をはじめとする様々な活動を行い、市民の健康や生きがいづくりを支援します。

	主な取組(事業名)	活動内容(具体的方針)
45	障がい児者スポーツ活動	・障がい児者の福祉と健康の増進を図るため、屋内スポーツや県スポーツ大会への参加を促進します。
46	市民健康体操普及事業	(No.38 再掲)
47	シニアスポーツ大会の開催	 ・高齢者に適したスポーツをとおして健康の保持増進を図るとともに、交流を深め活力ある長寿社会を目的として、各種スポーツ大会を開催します。 ・シニアクラブ連合会及び各シニアスポーツ団体と連絡調整を行い、参加者自らが大会を運営できるよう努めます。
48	シニア芸能発表大会の開催	・高齢者の生きがいづくりと相互のふれあいを図ることを目標として、 高齢者の日頃の芸能活動の成果を披露する芸能大会を開催します。・シニアクラブ連合会やボランティア等と連絡調整を行い、参加者のニーズに応じた大会の実現に努めます。
49	陶芸教室開催	・高齢者の希望と能力に応じた創造的活動としての陶芸教室を通じ、高齢者の心身の健康と生きがいの助長増進を図ります。・教室会員の意見を取りいれ、更なる自主的運営がなされるよう努めます。
50	ふれあいサロン事業	・高齢者や子育て中の親子など、地域住民の孤立感の解消及び 介護予防、健康の維持向上を図ることを目的に、行政区を中心 としたふれあいサロン事業を推進します。
51	いきいきヘルス体操指導士会の 運営	(No.42 再掲)
52	スクエアステップリーダーの会の運営	(No.43 再掲)
53	認知症予防講座	・元気にいきいきと暮らすために、実技も取り入れた認知症予防に 関する講座を企画・開催します。
54	フレイル ^{※18} 予防講座	・高齢者の筋力や活動の低下を改善できるよう、毎日の生活の中で取り入れられる運動・食事などを学ぶ講座を企画・開催します。

_

^{**18} フレイル:加齢により心身が衰え、健康と要介護の中間にある状態のこと。生活の質を落とし、様々な合併症を引き起こす危険性があるが、早期の対応により元の健康な状態に戻る可能性もある。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 「心」と「体」がともに健康であることの大切さを理解します。
- 定期的に健康診断を受け、自分の健康状態を把握します。
- 健康づくりに関心を持ち、健康づくり活動に積極的に参加します。
- 手洗いや消毒などを行い、様々な感染症への感染予防に努めます。
- 他の分野の団体と連携し、横のつながりの中で新たな福祉活動を考えます。



▲障がい児者スポーツ活動



▲シニアスポーツ大会



▲シニア芸能発表大会



▲陶芸教室



▲ふれあいサロン事業



▲認知症予防講座

目標4 地域福祉ネットワーク事業の推進

地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える生活支援・介護予防サービスの充実のために、支え合いの仕組みづくりの充実・強化を図る生活支援体制整備事業を推進します。

この事業を推進するにあたり、地域において各種の福祉事業を実施するほか、地域の生活課題の把握などに重要な役割を果たしている社会福祉協議会支部(第2層協議体)及び支部長連絡会(第1層協議体)と情報共有を図りつつ、事業を推進します。

	主な取組(事業名)	活動内容(具体的方針)
55	支部長連絡会の活動推進	(No.40 再掲)
56	56 社会福祉協議会支部活動推進	・各支部の特色を活かしながら相互に連携し活動を推し進め、交流会やサロン活動などそれぞれの事業を展開します。第2層協議体組織として支部長を中心とし、地域課題の把握や地域助け合いの仕組みなどを話し合う場を作ります。 ・幅広い年齢層が活動へ参加が得られるよう、福祉推進員とともに
57	地域福祉ネットワーク事業(生活支援体制整備事業)	事業内容を検討します。 ・第1層協議体は市全体を網羅することから、主体的に地域福祉活動を推進します。第2層協議体からの地域課題や地域資源等の情報共有を図り、効果的な事業を行います。 ・第1層協議体で取りまとめた市全域における地域課題を行政に提言します。 ・第2層協議体の充実化を図るため、各支部における地域課題の把握や、助け合いの仕組みなどを話し合う場を作ります。 ・第1層協議体へ各支部における地域課題や社会資源等を情報提供し、協議体が機能する組織を構築します。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 支部が実施する事業に、仲間をさそって積極的に参加します。
- 支部の活動に関心をもち、協力できることについて考えます。

社会情勢や市の様相の変化が、地域の課題に多様化と複雑化をもたらしており、それらの課題を解決するためには包括的な取組が必要となっています。

令和元年度の地域福祉ネットワーク事業アンケート調査では、今後の福祉の方向性として「市民と行政、社協と携えていける仕組みづくり」とする回答が市全体でほぼ4割、「家族や親せきが自ら生活の問題や課題を解決していく努力」が3割台半ばと、「共助」や「自助」の意識の高さが示され、また、あったら良いと思うサービスとして「庭の手入れ」に続き「安否確認の声かけ」、「送迎サービス」が多い回答となっています。

地域に根差し効果的な地域福祉を実現・推進することが求められる活動計画として、基本目標Ⅲでは、そうした市民の声や変化する地域の課題にきちんと向き合い、解決を図るため、「相談・援護」、「見守り」、「連携」のそれぞれをテーマに、仕組みの充実を図ります。

目標1 相談体制や援護活動等の充実

複合的な福祉課題に総合的に対応する相談機関として、地域包括支援センター運営事業の充実を図ります。また、日常生活の心配ごとや悩みごと、生活課題を抱えた人に応ずる相談や援護活動、自立支援事業を推進します。

主な取組(事業名)		活動内容(具体的方針)
		・歳末たすけあい募金のより有効な活用を図るため、事業の見直し
		を行います。
		・歳末期に支援を必要とする人(世帯)に対し、小口資金貸付
58	歳末援護活動	事業や食料品の提供など各種援護活動を実施し、行政の支援
		制度と連携を図り、継続的な支援に努めます。
		・要支援(援護)者の把握に努め、関係機関や福祉団体と連携
		し、見守り活動を実施します。
59	法外援護活動	・支援を必要とする行旅人に対し、交通費などの貸付支援を行い
		ます。
	(行旅人救済等)	・緊急時の対応が必要な場合は、相談者の状況に応じて、行政
		や関係機関と連携を図り支援を行います。
60	災害援護活動 (火災援護金等)	・住家が災害を受けた場合、その被災者に見舞金を支給します。
		・見舞金(交付金額)を適正に交付するために、基準となる要項
		等を検討整備します。
		・災害時及びその後について、支援が必要な場合は、行政や関係
		機関と連携を図り生活支援を検討します。

第4章 福祉施策の推進

	主な取組(事業名)	活動内容(具体的方針)
		・災害が発生したときの被災者の実態把握と、必要な援護活動が
		できるよう、平常時における資金や物資の管理を徹底します。
61	被災者支援事業	・市内の被災者への支援の在り方を、市と連携し対応します。ま
		た、県社会福祉協議会や近隣社会福祉協議会との情報交換も
		行いながら検討します。
		・緊急性を要する要援護者や要保護者が把握されたときには、関
		係機関との連絡や連携を図り、適切な対応に努めます。
62	 その他支援	・低所得世帯や生活困窮世帯からの相談には、自立相談支援事
02	ての他又接	業との連携を図り、支援強化に努めます。
		・相談者の状況に応じて、食の支援事業と資金貸付事業を併用
		することで、一時的な生活の安定を図ります。
		・失職などの理由で一時的に収入が減少し、生活の維持が困難に
		なった世帯が安定した生活を送ることができるようにするため、民
63	 小口貸付制度の運営	生委員・児童委員や関係行政機関等と連携のもとで、資金の貸
03	小口貝内剛及の注音	付を行う小口貸付制度を適切に運営します。
		・資金の貸付と物資の現物支給を、有効性の観点を踏まえ適切に
		実施し、各種支援制度の情報提供に努めます。
		・低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対して、経済的
	生活福祉資金貸付事業	な自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参
64		加の促進を図り、安定した生活を送ることができるよう、資金の貸
04		付けと必要な援助指導を行います。
		・職員間の情報共有を進め、増加する相談や申し込みに、適切か
		つ迅速な対応に努めます。
	地域ケアシステム推進事業	・地域で援助を必要としている在宅の高齢者、障がい者、難病患
65		者などが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、様々な
		分野の専門職が連携しながら、本人及び家族の生活や自立を
		支援し、福祉・保健・医療の総合的な福祉サービスの提供につな
		げます。
	地域包括支援センター運営事業	・高齢者などが住み慣れた地域でいきいきとした生活が維持できる
		よう包括的な支援を行う中核機関として、地域包括支援センター
66		を運営します。
		・行政や他の地域包括支援センターとも連携し、特色ある事業展
		開ができるよう創意工夫をします。

主な取組(事業名)		活動内容(具体的方針)
67	日常生活自立支援事業	 ・認知症や知的障がい、精神障がいにより福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある人が、安心して地域で生活できるよう、事業の利用促進に努めます。 ・認知症や知的障がい、精神障がいによる困難事例など複合的な課題を有するケースに対し、関係機関と連携し対応します。 ・利用者の状態の変化に応じ、成年後見制度と連携し、事業を推進します。
68	居宅介護支援事業の運営 (介護予防支援等受託業務 含む)	進します。 ・地域の社会資源として、制度の認知度が高まるよう啓発します。 ・介護支援専門員のケアマネジメント機能の向上を目指すために、 介護保険制度に関する知識やスキルを向上するための研修へ積極的に参加します。 ・地域の介護支援専門員やサービス事業所との連携を深め、社会
69	相談体制の充実	福祉協議会が持つ社会資源の情報を発信します。 ・社会福祉協議会職員は専門性と多くのネットワークを駆使し、「よるず相談」として市民の福祉相談に応じられる機動力と専門性を維持します。 ・職員誰もが相談窓口となれるよう意識の高揚と対応力(相談スキル)の向上を図ります。 ・市民の身近な相談窓口となれるような体制づくりに向けた取組に努めます。
70	在宅医療·介護連携推進事業	・医療・介護の各専門職が密なる連携を図り、在宅ケアのより一層 の推進が図れるよう、専門職研修会の開催や市民への啓発活 動を行います。
71	認知症初期集中支援推進事業	・認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療 と介護の専門職が、認知症やその疑いのある人を適切な医療や 介護サービスへつなげる支援をします。
72	認知症地域支援・ケア向上事業 (認知症カフェなど)	・認知症の人やその介護者が集い、当事者同士や専門職とつながり、情報交換ができる認知症カフェのニーズを把握し、開催を支援します。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 周囲に支援を必要とする高齢者がいるか、普段から気にかけ把握しておきます。
- どのような相談窓口や支援サービスがあるか把握します。

目標2 要援護者への支援や見守り活動等の推進

多くの市民があったらよいと望む「安否確認の声かけ」や「送迎サービス」に応える取組、自身の権利を自身で十分守ることができない人のための権利擁護活動の充実を図ります。

	主な取組(事業名)	活動内容(具体的方針)
		(No.40 再掲)
72	支部長連絡会の活動推進	・ひとり暮らしの高齢者及び地域で見守りが必要な方々が安心し
73	(きずな声かけ事業含む)	て生活できるよう、支部長連絡会にて実態を把握し、各支部にお
		いて温かく見守り支え合う活動を行います。
		・介助を必要とし、常時車いすでの生活をしている人の在宅福祉の
		増進を図るため、リフト付き車両による医療機関などへの送迎サー
74	愛のバス送迎サービス事業	ビスを行います。
		・事業での受入困難な人に対する代替サービスについての情報提
		供を行います。
		・在宅の高齢者及び障がいのある人の日常生活の向上、介護者
75	福祉用具貸出事業	の負担軽減を図るため、福祉用具の貸出を行います。
		・継続者への代替サービスについての情報提供を行います。
		・在宅の知的障がい者及び身体障がい者に対し、社会生活への
		適応力や基本的生活習慣の向上・確立を図るための作業訓練
	地域活動支援センター事業III型 心身障がい者福祉ワークス運営 事業	や生活訓練等の支援を行います。
7.0		・社会参加活動においては、多様な社会参加を促進するために社
76		会見学、公的機関の活用、買物活動等を継続的に実施しま
		す。また、地域住民との交流や障がい福祉の理解啓発を目的
		に、各種イベント(さしま古城まつり・元気いっぱい福祉まつり)に
		積極的に参加し、自主制作品の販売活動を行います。
	地域密着型通所介護事業の 運営	・社会福祉協議会で運営するデイサービスとして、特色を持ち楽し
77		んでいただける工夫を取り込みます。
		・サービス内容の充実と啓発活動に努めます。
	デイサービス(指定基準型含む)	・収支状況を常に視野に入れ適正規模等を検討します。
70		・地域生活支援事業に基づき、障がいの状態やニーズに応じた適
		切な支援を実施します。
	地域活動支援センター事業	・介護を必要とする人に、入浴や食事の介護等のサービスを提供し
78	身体障害者デイサービス	ます。
		・サービス内容の充実と啓発活動に努めます。
		・収支状況を常に視野に入れ適正規模等を検討します。

	主な取組(事業名)	活動内容(具体的方針)
		・見守り活動の大切さを地域福祉ネットワーク事業の第2層協議
		体である社会福祉協議会支部と連携し周知します。
79	見守り活動の活性化	・福祉推進員や見守りボランティア等に対し、見守り活動に関する
		研修会を実施します。
		・ひきこもりがちの人も見守る体制を充実させます。
80	日常生活自立支援事業	(No.67 再掲)
		・成年後見制度の利用支援や周知・啓発等を行います。
81	権利擁護活動の推進	・行政と調整し、権利擁護事業促進のための拠点(仮称:成年
		後見センター)が設置できるよう精査検討します。
		・社会福祉協議会として法人後見活動等が必要かどうか検討しま
		す。併せて市民後見人養成の必要性等も精査します。

市民や地域、団体等に期待する取組

- 地域の見守り活動等に積極的に参加します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について理解を深めます。
- 地域で異変を感じたら、ためらわずに相談機関に連絡します。
- 困ったときは、抱え込まずに助けを求めます。



▲地域密着型通所介護事業の運営 (デイサービス)



▲地域活動支援センター事業Ⅲ型 心身障がい者福祉ワークス運営事業

第4章 福祉施策の推進

目標3 連携体制の強化

行政や市内の社会福祉関係機関や団体、専門機関などとの連携を強化し、協働して福祉 課題の解決を図れる体制づくりを進め、地域福祉活動を推進する仕組みの充実を図ります。

	主な取組(事業名)	活動内容(具体的方針)
82	関係団体との連絡調整等	・福祉団体や関係機関と連携することで、円滑な地域福祉活動の推進を図ります。・地域福祉活動の活性化を目的に、市内の各種福祉団体や専門機関などとより一層連携を密にし、それぞれの専門分野の方々が相互に連絡を取り合うことができる仕組みを構築できるよう検討します。
83	周辺の社会福祉協議会及び県社会福祉協議会との連携	・地域福祉活動の充実や職員の資質向上のため、周辺の社会福祉協議会や県社会福祉協議会との情報交換や連携を図ります。

市民や地域、団体等に期待する取組

● 口コミやメディアなどを通じて、周辺の社会福祉協議会などで実践されている、福祉に関する好事例を知ったときには、坂東市社会福祉協議会への情報提供を行い、積極的に検討してもらうとともに、新たな福祉のまちづくり発展につながる機運を高めます。

社会福祉法第109条に地域福祉を推進する中心的な担い手と位置づけられた市町村社会福祉協議会は、公共性・公益性の高い民間の社会福祉団体として、自立的な組織体制と経営基盤を強化する必要があります。

そのため、基本目標Ⅳでは、組織、財政、人員の各体制について、それぞれ強化・充実を図ります。

目標1 組織体制の充実

社会福祉協議会は、公共性の高い民間団体としての性格を合わせ持っており、主体的な経営判断が求められます。理事会や評議員会をはじめ事務局の整備強化、運営の透明性の確保を図ります。

また、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)を策定できるよう検討します。 更に、非常時に備えた体制づくりへの準備も同時に検討を実施します。

・本会の意思決定機関及び執行機関である理事会を開催し、事業計画・予算、事業報告・決算など組織運営に関する案件について審議し、適正かつ透明性のある組織運営を推進します。 ・本会の議決機関である評議員会を開催し、社会福祉協議会の事業方針、事業計画・予算の決定、役員の選任・解任など重要事項に関する案件について議決し、適正かつ透明性のある組織運営を推進します。 ・役員や評議員と情報共有や協議を行うとともに、評議員が所属する各地域団体等との連携・協働につながるよう努めます。・役員や評議員の定数の見直しを検討します。		主な取組(事業名)	活動内容(具体的方針)
・・ で見りには、	84		・本会の意思決定機関及び執行機関である理事会を開催し、事業計画・予算、事業報告・決算など組織運営に関する案件について審議し、適正かつ透明性のある組織運営を推進します。 ・本会の議決機関である評議員会を開催し、社会福祉協議会の事業方針、事業計画・予算の決定、役員の選任・解任など重要事項に関する案件について議決し、適正かつ透明性のある組織運営を推進します。 ・役員や評議員と情報共有や協議を行うとともに、評議員が所属する各地域団体等との連携・協働につながるよう努めます。
・監事の意見等を反映し、福祉事業面、財務面において適正な			
			・役員や評議員と情報共有や協議を行うとともに、評議員が所属
			運営を継続します。

第4章 福祉施策の推進

主な取組(事業名)		活動内容(具体的方針)
85	関係団体との連絡調整等	 ・地域のニーズに適した幅広い福祉事業が展開できるよう、行政をはじめ、連合民生委員児童委員協議会や区長会連合会、社会福祉協議会支部などの関係団体との連携調整を行います。 ・市(行政)とのパートナーシップを強化し、市民のあらゆる生活課題解決に対応できるような地域福祉活動を推進するため、協働して課題解決を図れる体制づくりを進めます。 ・市からの新規事業の受託や既に受託されている事業の見直し等に係る協議に際し、社会福祉協議会の視点を持って検討を進めます。
86	社会福祉協議会 地域福祉 活動計画の推進	(No.07 再掲)
87	危機に備えた取組の推進	 ・事業継続計画(BCP)を策定し、災害時の業務が円滑に推進できるように準備します。 ・危機管理についての情報共有を進めます。 ・災害備蓄品や防災用品の確保と定期的な点検を行います。 ・定期的に防災訓練を実施します。 ・テレワークに対応できるシステム構築を検討します。
88	事務局体制の強化	・確実な事業推進を図るため、各係間の情報共有と連携により推進体制を強化します。 ・プロパー職員だけではなく、嘱託職員や臨時的任用職員等を効率的・効果的に配置し、法人全体の経営状況を見極めながら職員体制の整備に努めます。

目標2 経営基盤の安定化

本会運営の財源は、公的財源である補助金や事業受託金、自主財源である会費や共同募金、介護保険事業の収益等で構成されています。

地域福祉活動を推進するにあたり、募金運動の推進や新規会員の加入促進、受託事業や 指定管理者制度への取組、介護保険事業の運営により自主財源の確保に努めるとともに、 基金の効果的な運用により経営基盤の安定化を図ります。

主な取組(事業名)		活動内容(具体的方針)
		・地域の特性に応じた福祉事業を推進するため、補助金、受託
		金、自主財源の会費、寄付金、介護保険事業収益などで構成
		されている社会福祉協議会の主要財源の安定確保と適正支出
		に努めます。
		・事業別に目指すべき方向性を明確にし、事業内容の見直しや充
	け近の空空や夕廷甘今の	実を図り、適正な事業収入と事業経費の分析を実施します。
89	財源の安定や各種基金の	・法で定められた報酬で運営している事業は、安定的な経営状態
	効果的運用	を保つために適正な利用率に基づく収入を確保し、常に管理経
		費等の支出状況の把握に努め、状況に応じた抑制等を実施しま
		す。
		・会計処理を適正に行いながら、事業単位の収支のみならず法人
		全体の財務状況を把握し、適正支出に努めます。
		・各種基金は、基金積立額に応じた効果的な運用に努めます。
90		・事業活動を推進する財政基盤強化のため、自主財源の一つで
	会員の加入促進	ある会費の安定確保につながるよう、社会福祉協議会の啓発活
90	(社会福祉協議会会費の運用)	動を実施し、地域福祉活動の理解を得ながら、社会福祉協議
		会会員の加入促進に努めます。
	赤い羽根共同募金運動の推進	・事業活動を推進する財政基盤強化のため、自主財源の一つで
91		ある寄付金の安定確保につながる赤い羽根共同募金運動を周
		知活動とともに推進します。
		・感染症予防に対応した募金活動を実施します。
		・地震や風水害など大規模災害の発生時には、被災者を支援す
		るための「災害義援金」を募集します。
		・寄付付き商品の取扱いや金融機関への振込対応などの新たな
		募金活動を検討します。

第4章 福祉施策の推進

主な取組(事業名)		活動内容(具体的方針)
		・事業活動を推進する財政基盤強化のため、自主財源の一つで
92	収益事業	ある自動販売機設置事業を推進します。
92	自動販売機設置事業	・設置によるトラブルの発生防止のため、業者や関係行政機関との
		連絡調整に努めます。
		・善意銀行への福祉寄付として寄せられる現金、物品を、適切に
		地域福祉活動のために活用します。
		・善意銀行へ指定寄付として寄せられる現金、物品は、寄付者の
93	善意銀行の運営	意向を反映し、適切に地域福祉活動のために活用します。
		・食料品等の受入れを実施します。
		・寄付金の配分、食料品の受入れに関する基準及び取扱い要項
		等を検討整備します。
	* 辛卯仁笠四字尚禾早入の	・善意銀行管理運営委員会を必要に応じて開催し、寄せられた
94	善意銀行管理運営委員会の	寄付金の有効活用を図ります。
	推進 	・寄付金の管理や配分使途について報告を適切に行います。
		・善意銀行に寄せられる食品を活用し、一時的な困窮により食料
	フードバンクの運営	を必要としている人や世帯に無償で提供する「食の支援事業」を
95		実施します。
		・企業から物資の提供が受けられるよう、市内及び近隣企業等へ
		協力を依頼し、支援体制を構築できるよう検討します。
		・県社会福祉協議会や近隣の社会福祉協議会から情報収集を
		図り、フードバンク事業運営に関する基準を検討します。
96	指定管理者制度の推進	・社会福祉協議会の各種事業や実績及び組織力を有効活用し
		た地域福祉コミュニティを形成するとともに、行政からの指導や助
		言を受け、情報の共有を図り効果的な施設の維持や、大規模
		修繕の実施や必要とされる機能面を重視した利用の最適化を図
		り、市民ニーズに対応した公共施設や防災を拠点とした施設運
		営を行います。
		・感染症対策に万全を期した運営を行います。

目標3 職員の資質向上

事業の確実な推進を図るため、研修の実施や外部の福祉大会への参加、更に福祉に関する資格取得の促進などを通じ、職員の資質の向上を図ります。

	主な取組(事業名)	活動内容(具体的方針)
97	社会福祉協議会役員、委員等研修会	 ・福祉サービス向上のための新たな発想や構想を得るため、関係機関等が開催する研修会や県社会福祉大会へ積極的に参加します。 ・社会福祉協議会が担う社会的役割に即し、専門的な事項についても関係機関等が開催する研修会へ参加し、有効な情報収集に努めます。 ・組織運営等の機能の向上につながる坂東市社会福祉協議会独自の研修会を企画検討します。
98	職員研修(資格取得支援)	 ・専門職の資格取得に努めるとともに、関係機関等が開催する研修会に積極的に参加し、職員の資質の向上と知識・スキル向上を図り、事業継続力を強化します。 ・人材育成方針や職員研修計画を整備することで、社会福祉協議会として一体感のある研修体系が構築できるよう検討します。 ・社会福祉協議会内部研修の充実に努め、求められる職員像を共有しながら事業推進できるよう検討します。
99	市や県社会福祉協議会等との連携	・緊急事態が発生した場合に、市や県社会福祉協議会等の関係 機関と円滑な連絡調整ができる体制を整備します。

第4章 福祉施策の推進

第5章 計画の推進

- 1. 計画の推進体制
- 2. 計画の進行管理・評価
- 3. 計画の主要指標

1. 計画の推進体制

「みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち」を実現するためには、地域福祉活動の主役となる市民と行政区などの地域の組織や団体、民生委員・児童委員、福祉活動を展開するボランティアや NPO、福祉サービス事業者や企業が担い手となり相互に連携し、行政、社会福祉協議会の支援を受けながら、協働して地域の生活課題を解決していくことが大切です。

各主体の役割は次のとおりです。

■ 市民、地域福祉団体

地域社会の一員として地域福祉への関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有 し、地域の中での解決を図る役割があり、その前提として日頃からの交流を深めること が重要です。

■ 行政区、社会福祉協議会支部

一定の地域に住む人たちにより構成され、互いに助け合いながら地域を住みやすい環 境にしていくための取組を推進します。

■ ボランティア、NPO

地域に根差した活動から広く市全域を対象とした地域福祉活動の担い手として活動が期待されています。

■ 福祉サービス事業者

福祉サービス事業者は、サービスの質の確保、事業内容の情報公開などを行います。また福祉施設は、災害時の福祉避難所としての役割が期待されています。

■ 民生委員・児童委員

民生委員法に基づく非常勤の地方公務員である民生委員は児童委員も兼ね、地域住民 の立場に立って生活や福祉全般に関する相談対応や援助活動を行っています。

■ 社会福祉協議会

坂東市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な存在として、地域福祉の担い手の育成や交流機会の創出、市民と福祉の活動団体やサービス事業者、行政との間の調整などの役割を担っています。

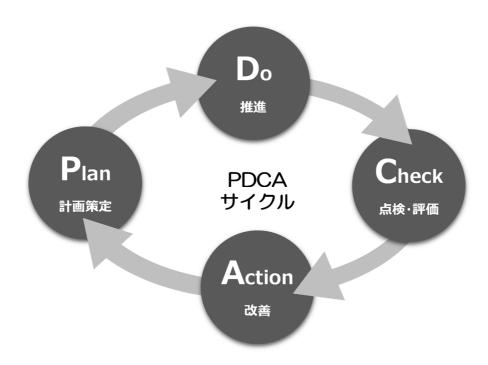
■ 坂東市

行政は、市民に対し地域福祉に関する情報の提供や啓発を行い、市民や地域活動団体などの自主的な活動を促すとともに、福祉施策を総合的に推進する役割を担っています。

2. 計画の進行管理・評価

本計画は、PDCA サイクル*19を用い進行管理を行うこととします。

PDCA サイクルは、計画が策定(P: Plan)され、取組が一定期間推進(D: Do)されたのちに、その進捗状況を点検・評価(C: Check)し、推進状況に課題があるものや、社会情勢の変化などにより取組の内容に変更が必要となったものについて改善(A:Action)を検討し再び計画に戻すというものです。



^{**19} PDCA サイクル: PDCA (ピィーディーシーエー) サイクルとは、事業活動等の管理を円滑に進めるための手法の一つで、P(Plan:計画策定)、D(Do:推進)、C(Check:点検・評価)、A(Action:改善)の4段階を繰り返すことにより活動を継続的に改善すること。

3. 計画の主要指標

本計画では、以下の各事業についての具体的な目標値を「主要指標」に設定し、計画の進行管理における中心的な評価項目とします。

事 業 名	1. 地域福祉ネットワーク事業(生活支援体制整備事業)の推進					
事業概要	生活支援コーディネーターを配置し、社会福祉協議会支部などと連携し、地域課題を協議					
尹未恢女	する場(協議	する場(協議体)をつくり、地域での支え合い活動を展開します。				
	第 1 層協議係	本は市全域を網	羅することから、	第 2 層協議体	からの地域課題	や地域資源の
	情報共有を図	り、内容を検討	し行政に提言し	」ます。また第 2	! 層協議体の充	芝実化を図るた
	め、各支部にお	らける地域課題の	の把握や、助けな	合いの仕組みな	どを話し合う場を	作ります。
目標とする	第 1 層協議	体へ各支部にお	ける地域課題や	や社会資源等を	情報提供し、協	議体が機能す
具体的内容	る仕組みを構築	築します。				
	2 層協議体に	おけるサロン活	動の活発化、地	域福祉ネットワ・	-ク事業に関連	づけて、地域の
	担い手育成、	社会資源の開発	巻等を推進します	τ.		
	計画策定時			第3次計画中		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日梅店粉		1層協議体	1層協議体	1層協議体	1層協議体	1層協議体
目標値数		年1回開催	年2回開催	年2回開催	年2回開催	年2回開催
			2 層協議体	2 層協議体	2 層協議体	2 層協議体
			年1回開催	年2回開催	年3回開催	年3回開催

事 業 名	2. ふれあいサロン事業の発展強化					
	高齢者や子育	高齢者や子育て中の方など、地域に住む誰もが参加できる居場所づくりの活動です。地域住				
事業概要	民の孤立感の	解消や介護予	防、健康の維持	などを目的に、気	気軽に楽しく、地	域の実情に合
	った活動に取り	組めるよう推進	します。			
	行政区の公民	館やコミュニティ	センター等の身込	丘な場所を利用	し、地域のみな	さんが主役とな
	って茶のみ・会食・体操・ものづくりなど、自由な発想のもと、無理なく参加できる活動を推進し					
目標とする	ていきます。また住民自ら、外出機会の少ない高齢者等への声かけをすることで、地域住民					
具体的内容	のニーズを把握	む、個々の生活	5課題を発見し、	地域全体で問	題解決に努めま	す。そして住み
	慣れた地域に	おいていきいきと	自分らしい生活	が送れるよう、住	民全体の居場	所として、行政
	区に1団体の	サロンづくりを目	指し、地域内の	連携発展に繋げ	げていきます。	
	計画策定時	時 第3次計画中				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標値数	登録団体	登録団体	登録団体	登録団体	登録団体	登録団体
	41	41	44	46	48	50

事 業 名	3. 災害ボランティアセンターとボランティア育成の推進					
事業概要	坂東市及び関	坂東市及び関係機関との連携や対応についての確認協議や平常時からの災害への備え及				
尹 未 呱 女	び、ボランティア	び、ボランティアの募集や研修を開催します。				
目標とする	ボランティア登録	ボランティア登録者を対象に年に1回研修会を開催します。また、数年に1度運営訓練を開				
具体的内容	催し、円滑な選	重営ができる体制	訓を整えるとともに	こ、行政等との連	望携体制を強化	します。
	計画策定時	第3次計画中				
目標値数	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度
		研修会	研修会	運営訓練	研修会	研修会
		登録者 40 人	登録者 45 人	登録者 50 人	登録者 55 人	登録者 60 人

事 業 名	4. 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携、推進					
申罪罪	認知症、知的	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力に支援を要する方の権利を擁				
事業概要	護するとともに、	護するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援を行います。				す。
	利用者の状態の変化に応じ成年後見制度と連携し事業を推進します。また認知症高齢					
目標とする	 者、知的障がい者、精神障がい者の方や複合的な課題を有するケースに対し行政など関係					
具体的内容	機関と連携し	機関と連携し対応します。更に地域の社会資源として制度の認知度が高まるようホームペー				
	ジや社協だより	ジや社協だよりで啓発します。				
	計画策定時	第3次計画中				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標値数		成年後見制度の連携推進については、行政との調整が必須な状況である				
		ため、対応できる環境を整えていく。				

事 業 名	5. 生活困窮	営者の支援				
市 类 瓶 田	生活に不安や	悩みを抱える方	マや生活困窮	者から広く相談	を受け付け、必	要な相談支援
事業概要	を実施します。					
	社会情勢の変	動、家族形態	の変化などにより)、地域のつなが	りが一段と希薄	詳化し、生活困
 目標とする	窮など生活上に	こ多様な福祉課	課題が顕在化して	こいます。		
日 保 と 9 る	行政などの関係機関と連携を図り、必要な情報の提供や助言を行うことで、経済的自立と					
共体的内台	社会参加を促	進します。資金	:貸付事業に併	せて食料や日用	品支援事業を	実施することで
	一体的な支援	を図ります。また	、こどもの居場所	fづくり、学習支	援なども推進し	ます。
	計画策定時	第3次計画中				
 目 標 値 数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日保他奴		生活困窮者支援については、関係する事業の融合化により相乗効果が発揮				乗効果が発揮
		できるよう計画	的推進を図る。			

第5章 計画の推進

事 業 名	6. 認知症及びフレイル予防対策(仮称 シニアフレイル予防教室)					
	新型コロナウイルス感染症の影響により、引きこもり高齢者の増加は今まで以上に大きく懸念					上に大きく懸念
事業概要	されます。特に	フレイル (加齢	に伴う身体能力	」低下や健康障	害が起こしやす	くなった状態)
尹 未 怟 女 	予防を計画的	に推進すること	で、健康寿命の	延伸に寄与する	ることを目指し、	併せて感染防
	止対策も十分	行いながら進め	ていきます。			
	体育館などの会場で、レクリエーションとして気軽に楽しむことができるスポーツを取り入れ、楽し					
 目標とする	みながら運動する予防プランを実施していきます。また、ゲーム性を交えたマットスも取り入る					スも取り入れ、
日 保 C 9 る 具体的内容	認知機能低下	防止も併せて達	進めていきます。	1 教室は約 2 円	時間程度を想定	€し、参加人数
吴怀的内合 	は 10 人から開始予定。ボランティアの視点から運営スタッフ育成なども検討していきます。ま					
	た、中長期的に	こは運動や認知	機能の効果が見	見える化されるエ	夫も検討してい	きます。
	計画策定時			第3次計画中		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標値数		"推供到面	1回/3ヵ月	1回/2ヵ月	1回/1ヵ月	2回 / 1ヵ月
	_	準備計画	参加 10 人	参加 12 人	参加 14 人	参加 16 人

資料編

1. 第3次坂東市地域福祉活動計画策定の経過

日付	項目
令和元年9月10日(火)	地域福祉ネットワーク事業アンケート調査の実施
~10月11日(金)	
令和2年4月	事務局打ち合わせ
	(1)計画策定の進め方について
令和2年8月31日(月)	第3次坂東市地域福祉活動計画 第1回策定委員会
	(1) 委嘱状交付
	(2) 地域福祉・地域福祉活動計画について
	(3) 坂東市地域福祉活動計画の経過などについて
	(4) 計画策定スケジュールについて
	(5) 第3次坂東市地域福祉活動計画骨子案について
令和2年11月	第3次坂東市地域福祉活動計画 策定委員会
	(1) 第3次坂東市地域福祉活動計画(素案)について
	※新型コロナウイルス感染防止のため中止
令和2年11月	社会福祉協議会支部懇談会
	※新型コロナウイルス感染防止のため中止
令和3年1月	社会福祉協議会職員による計画素案への意見集約
令和 3 年 2 月	策定委員及び社会福祉協議会 13 支部長への、第 3 次坂東市地域
	福祉活動計画素案についての意見集約
令和3年3月11(木)	第3次坂東市地域福祉活動計画 第2回策定委員会
	(1)第3次坂東市地域福祉活動計画(素案)の承認について
令和3年3月	社会福祉協議会会長への提言

2. 第3次坂東市地域福祉活動計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 社会福祉法人坂東市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が地域住民や関係機関・団体などと連携し、役割分担を行いながら、地域の抱える福祉課題や問題の解決を目指すとともに、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の発展に向けた「第3次坂東市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 計画案の策定に関すること。
 - (2) 策定した計画案を社会福祉法人坂東市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。) に提言すること。
 - (3) その他計画に関する事項。

(組織及び任期)

- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、会長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、委嘱の日から計画策定作業終了の日までとする。
- 3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

資料編

(会長への提言)

第6条 委員会は、計画案を会長に提言するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、本会に置く。

2 委員会を補佐するため、事務局内に作業委員会を設けることができる。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附則

この要項は、令和2年8月31日から施行する。

3. 第3次坂東市地域福祉活動計画策定委員名簿

委嘱期間 令和2年8月31日から令和3年3月31日まで

◎委員長 ○副委員長

(順不同・敬称略)

No.	氏 名	職名
1	◎ 倉持 嘉男	市連合民生委員児童委員協議会 会長
2	〇 野口 藤髙	市社会福祉協議会支部長連絡会 会長
3	平 勢 整	市区長会連合会 会長
4	中山 邦志	市シニアクラブ連合会 会長
5	飯住 澄夫	市ボランティア連絡協議会 代表
6	倉持 みつ江	市母子寡婦福祉会 会長
7	海老原 長臣	市視覚障害者福祉協会 会長
8	富山 忠保	市身体障害者福祉協議会 会長
9	栗原 芳男	市心身障害児者父母の会 会長
10	逆井 広志	市介護保険事業者団体連合会 副会長
11	菅沼 康次	市認知症キャラバン・メイトネットワーク 会長
12	和田 道代	市障がい児・者施設連絡協議会 会長
13	小林 裕子	市いきいきヘルス体操指導士会 会長
14	中村 一雄	市スクエアステップリーダーの会 会長
15	小谷野 伊一	市民健康体操普及委員会 会長
16	和田 英之	市保健福祉部社会福祉課 課長
17	冨山 義之	市保健福祉部介護福祉課 課長

第3次 坂東市地域福祉活動計画

令和3年(2021年)3月

社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会

<本所> <支所>

茨城県坂東市辺田 48 番地(岩井福祉センター夢積館内)

電話 0297(35)4811

FAX 0297(36)2355

茨城県坂東市山 2721(猿島福祉センターほほえみ内) 電話 0280(88)1000/0297(44)2943

FAX 0280(88)1041

URL https://www.bando-shakyo.jp/

